

湯浅町過疎地域持続的発展計画

令和3年度～令和7年度

和歌山県有田郡湯浅町

目次

1 基本的な事項	1
(1) 湯浅町の概況.....	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	2
人口の推移（国勢調査）	3
人口の見通し（長期総合計画）	5
(3) 市町村行財政の状況.....	6
市町村行財政の状況	7
主要公共施設等の整備状況.....	8
(4) 地域の持続的発展の基本方針.....	9
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	9
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	9
(7) 計画期間.....	10
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	10
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	11
(1) 現況と問題点.....	11
(2) その対策.....	11
(3) 計画.....	12
3 産業の振興	13
(1) 現況と問題点.....	13
(2) その対策.....	14
(3) 計画.....	17
(4) 産業振興促進事項.....	20
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	20
4 地域における情報化	21
(1) 現況と問題点.....	21
(2) その対策.....	21

(3) 計画.....	21
5 交通施設の整備、交通手段の確保.....	22
(1) 現況と問題点.....	22
(2) その対策.....	22
(3) 計画.....	23
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	25
6 生活環境の整備.....	26
(1) 現況と問題点.....	26
(2) その対策.....	27
(3) 計画.....	29
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	31
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進.....	32
(1) 現況と問題点.....	32
(2) その対策.....	33
(3) 計画.....	36
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	39
8 医療の確保.....	40
(1) 現況と問題点.....	40
(2) その対策.....	40
(3) 計画.....	40
9 教育の振興.....	41
(1) 現況と問題点.....	41
(2) その対策.....	42
(3) 計画.....	43
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	44
10 集落の整備.....	45
(1) 現況と問題点.....	45
(2) その対策.....	45

(3) 計画.....	45
1 1 地域文化の振興等	46
(1) 現況と問題点.....	46
(2) その対策.....	46
(3) 計画.....	47
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	48
1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	49
(1) 現況と問題点.....	49
(2) その対策.....	49
(3) 計画.....	49
事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）過疎地域持続的発展特別事業分	50

1 基本的な事項

(1) 湯浅町の概況

ア 位置・地勢等

本町は、紀伊半島の北西部、有田郡の西部に位置し、北部で有田市、東部で有田川町、南西部で広川町と接しています。東西約 6.5km、南北約 3.5km、面積は約 20.8 km²であり、県内順位としては 30 市町村中第 28 位の小面積となっています。

町の中央を東西に流れる山田川と南端を流れる広川流域で囲まれる平野部、北部の丘陵地、東部の山田山を中心とする丘陵・山間部に大別され、平野部では人口が集中して市街地を形成し、丘陵部には農業・農村地帯が広がっています。気候は温暖であり、年間平均降水量は約 2,000mm です。

イ 歴史の沿革

本町には、少なくとも弥生時代には人が住み始めていたと考えられています。その頃は海が今より中まで入り込んでいたようです。「湯浅」の地名の起源は、古名「温笠（ゆかさ）」から転じたという説のほか、水（ゆ）が浅く広がっていたからともいわれています。

湯浅湾に面していることから、港町としての機能を持つとともに、皇族や貴族の間で熊野信仰が高まりをみせると、本町は熊野参詣における重要な宿所の役割を果たしました。平安時代末期から、湯浅氏を中心とした武士団、湯浅党が活躍し、本町はその本拠地としても栄えました。古くは山手側を通っていた熊野古道（熊野街道）は、湯浅氏が権力を誇った中世の頃には海寄りのルートに移り、そこで新たな町場が発達していきました。

近世の本町は、有田郡奉行のもと 23 カ村からなる湯浅組に属し、代官所や熊野街道の伝馬所、水運で移出入する物品に課税する二歩口役所等が設置されました。その頃の本町は、醤油醸造や漁業で大いに繁栄していました。醤油醸造は、中世の時代に金山寺味噌の製造過程で生じた液汁を調味料として改良したことから始まったといわれています。大豆と小麦、塩を原料として麹菌の働きで発酵・熟成させる現在の醤油の製造方法は、本町でできたとされており、醤油醸造の発祥の地といわれています。江戸時代には、紀州藩の保護を受け藩外販売網が拡張され、湯浅の醤油は名声を高めました。また、漁業は、優れた操船技術や丈夫な漁網を有した漁民達が、近海から遠く九州や関東、北海道等まで漁場を開拓する等、全国的な活躍をみせました。

明治維新後、湯浅村・別所村・青木村・山田村が合併して「湯浅村」に、田村・栖原村・吉川村が「田栖川村」となりました。湯浅村は、明治 29（1896）年に「湯浅町」となり、第 2 次世界大戦後の昭和 31（1956）年に田栖川村を合併して現在の湯浅町となりました。

ウ 人口・世帯数

本町の人口は、昭和 60（1985）年の 17,171 人をピークに減少傾向に転じ、平成 27（2015）年で 12,200 人となっています。

一般世帯数は、昭和 35（1960）年以降増加傾向となっていました。平成 17（2005）年の 5,157 世帯をピークに減少傾向に転じ、平成 27（2015）年で 4,755 世帯となっています。1 世帯当たりの人

員も減少傾向となっており、核家族化が進行しています。年齢3区別の人口推移については、年少人口と生産年齢人口は減少し、老年人口は増加しており、少子高齢化が進行しています。

また、就業人口は減少傾向となっており、平成27(2015)年で5,792人となっています。産業別就業人口の推移は、「製造業」、「医療・福祉」、「卸売業・小売業」、「農業」に従事する方が多く、特化係数で見ると「漁業」と「農業」が高くなっています。

(2) 人口及び産業の推移と動向

5歳階級別人口の構成は、令和2(2020)年と比べて、令和12(2030)年は50歳～54歳及び75歳代以上の年齢層以外が、全体的に縮小する見込みとなっています。

産業別人口は、今後も減少が続く見込みであり、平成27(2015)年から令和22(2040)年までの減少率は宿泊業・飲食サービス業で71.8%と最も高く、次いで建設業が71.5%、農業61.7%となっています。

本町の過疎化・高齢化要因としては、就労場所が少ないこと等が挙げられますが、近年、価値観や生活様式の多様化に伴い、自己実現のため地方に新天地を求める都市生活者の増加も見受けられる中、UJIターン者の受入れ体制の強化を図るなど、過疎地域の維持・再生に力点を置いた政策を実施しているところです。しかしながら、こうした政策を実現するためには、やはり第1次産業の活性化を図ることが定住促進施策を実施する上での大きな課題となっています。

本町の第1次産業として、まず農業については、柑橘類を主体とする果樹栽培が盛んであり、有田みかんを中心に、特産物となっている三宝柑やブランド化している「田村みかん」は全国的にも有名です。しかしながら、後継者の不足、高齢専業農家の増加による労働力不足やそれによる耕作放棄地増加などの問題を抱えており、さらに近年では鳥獣による農作物被害が深刻化し、捕獲や駆除、防護柵の設置等対策強化が課題となっています。

林業については、町内の林業就業者は、わずか3人(平成27年国勢調査)であり、林業としての就業率は極めて低い状況です。森林所有者の高齢化、後継者不足により間伐等の森林整備が遅れているため、広川町森林組合の協力を得ながら、森林環境譲与税を活用し、森林整備を進めていく必要があります。

漁業については、本町における漁業就業者数は71人(平成27年国勢調査)であり、平成22(2010)年の97人と比べて26人、26.8%減少しており、漁業従事者の高齢化や後継者不足による漁業の担い手の確保と育成が大きな課題となっています。

また、水産物の価格低迷に加えて漁船用燃油高騰などに直面し、非常に厳しい経営状況にあるため、資源管理型漁業や鮮度保持・魚価向上の新技术導入等の促進、消費販路の拡大等を図ることが喫緊の課題となっています。

第2次産業においては、就業人口は1,304人(平成27年国勢調査)であり、年々減少傾向にあります。製造業、建設業が主な業種であり、製造業の中でも食料品製造業として、伝統的地場産業である醤油、金山寺味噌及び県内で有数の漁獲高を誇るしらすや干物の加工業が大きな割合を占めています。今後は新たな商品開発やインターネットなどによる情報通信技術を活用し、より一層販路開拓に努める必要があります。

第3次産業については、町内の商店街に集積する商業、サービス業が大きな割合を占めています。中心商業地では、国道や県道へのスーパーなどの大型小売店進出といった外的要因に加え、店舗の老朽化、経営者の高齢化と後継者不足等の内的要因、さらには消費者ニーズの多様化や消費行動の変化により衰退が進んでおり、大きな課題となっています。しかしながら、本町は恵まれた自然環境や観光資源、特に県下で唯一まちなかの商店街を熊野古道が通っている立地、平成29(2017)年に日本遺産に認定された、醤油醸造に関するストーリー『「最初の一滴」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅』など、有利な要素を持ち合わせているため、観光客も巻き込んだ観光回遊ルートの整備、空き店舗対策としての店舗集積など商業再生に取り組んでいかなければなりません。

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

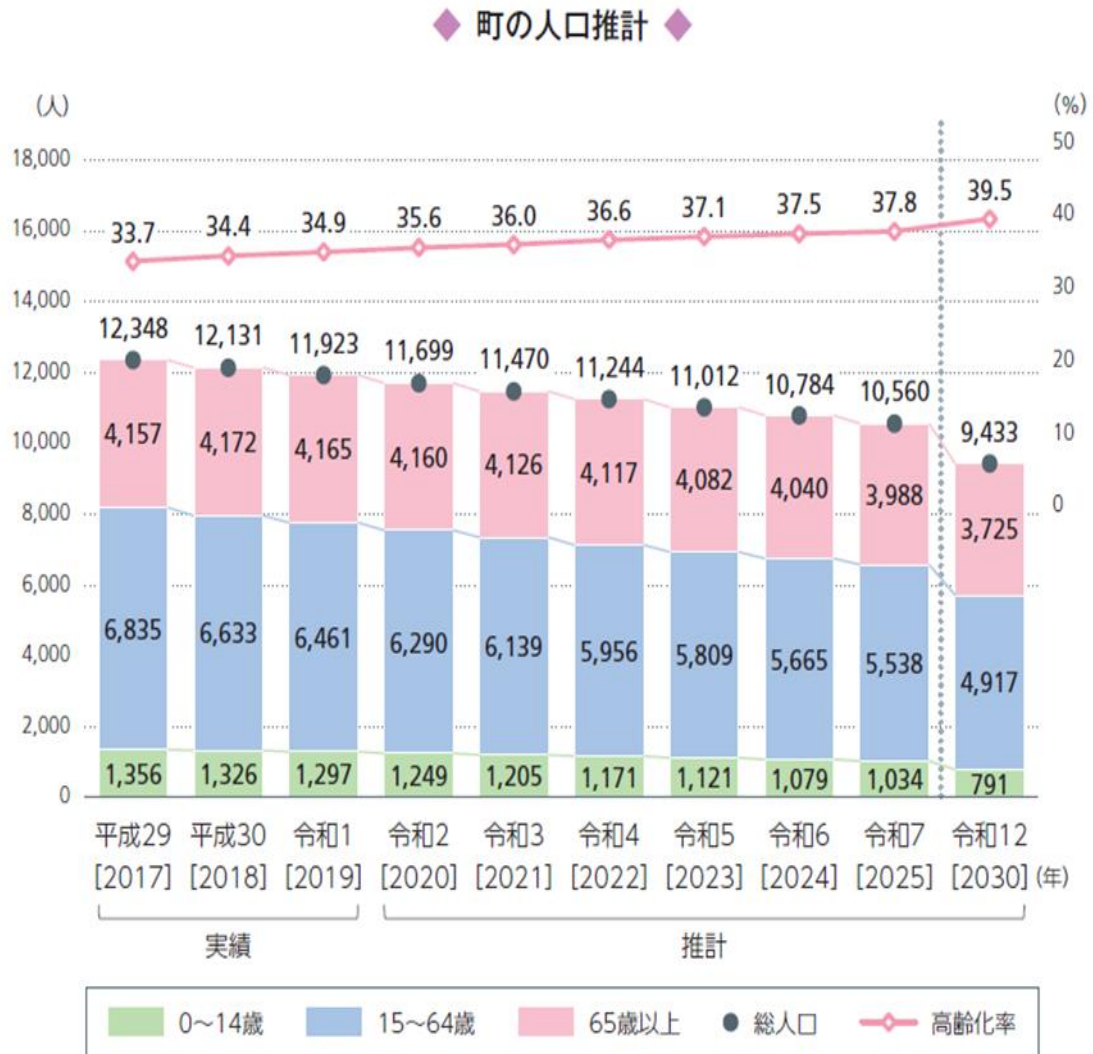
区 分	昭和35(1960)年		昭和40(1965)年		昭和45(1970)年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 17,094		人 17,002	% △0.5	人 16,833	% △1.0
0歳～14歳	4,873		4,031	△17.3	3,925	△2.6
15歳～64歳	10,863		11,550	6.3	11,337	△1.8
うち15歳～29歳(a)	4,190		4,397	4.9	4,115	△6.4
65歳以上(b)	1,358		1,421	4.6	1,571	10.6
(a)／総数 若年者比率	24.5%		25.9%	—	24.5%	—
(b)／総数 高齢者比率	7.9%		8.4%	—	9.3%	—

区 分	昭和50(1975)年		昭和55(1980)年		昭和60(1985)年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 16,768	% △0.4	人 17,037	% 1.6	人 17,171	% 0.8
0歳～14歳	3,822	△2.6	3,992	4.4	3,734	△6.5
15歳～64歳	11,123	△1.9	10,943	△1.6	11,053	1.0
うち15歳～29歳(a)	3,878	△5.8	3,264	△15.8	3,073	△5.9
65歳以上(b)	1,823	16.0	2,102	15.3	2,384	13.4
(a)／総数 若年者比率	23.1%	—	19.2%	—	17.9%	—
(b)／総数 高齢者比率	10.9%	—	12.3%	—	13.9%	—

区 分	平成 2 (1990) 年		平成 7 (1995) 年		平成 12 (2000) 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 16,525	% △3.8	人 16,067	% △2.8	人 15,410	% △4.1
0 歳～14 歳	3,045	△18.5	2,563	△15.8	2,142	△16.4
15 歳～64 歳	10,782	△2.5	10,370	△3.8	9,766	△5.8
うち 15 歳～29 歳 (a)	3,131	1.9	3,100	△1.0	2,944	△3.4
65 歳以上 (b)	2,698	13.2	3,134	16.2	3,502	11.7
(a)／総数 若年者比率	19.0%	—	19.3%	—	19.4%	—
(b)／総数 高齢者比率	16.3%	—	19.5%	—	22.7%	—

区 分	平成 17 (2005) 年		平成 22 (2010) 年		平成 27 (2015) 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 14,742	% △4.3	人 13,210	% △10.4	人 12,200	% △7.6
0 歳～14 歳	1,953	△8.8	1,676	△14.2	1,445	△13.8
15 歳～64 歳	9,129	△6.5	7,838	△14.1	6,738	△14.0
うち 15 歳～29 歳 (a)	2,494	△16.7	1,761	△29.4	1,470	△16.5
65 歳以上 (b)	3,660	4.5	3,696	1.0	4,000	8.2
(a)／総数 若年者比率	16.9%	—	13.3%	—	12.0%	—
(b)／総数 高齢者比率	24.8%	—	28.0%	—	32.8%	—

表 1-1 (2) 人口の見通し（第四次湯浅町長期総合計画：令和 3（2020）年 3 月時点）



(3) 市町村行財政の状況

ア 行政の状況

本町の行政区域は、明治 29（1896）年の町制施行により湯浅町が誕生し、昭和 31（1956）年には有田郡田栖川村が編入され現在に至っています。

議員の定員数は 10 人で、執行機関は町長部局（10 所属）、教育部局および議会事務局をあわせて職員 152 人をもって構成しています。

今後、人口の減少と少子・高齢化が進んでいくことが予想される中、多様な行政ニーズに的確かつ柔軟に対応するため、令和 2（2020）年度に策定した定員適正化計画に基づく職員数の適正管理や人事評価による資質向上等を図りながら、行財政改革の取組みを推進していく必要があります。

イ 財政の状況

本町の財政状況は、平成 7（1995）年度に普通会計で赤字決算となり第 1 次健全化、第 2 次健全化と 2 度にわたる財政健全化計画を作成し行財政改革に努め、平成 10（1998）年度に黒字に転じました。しかし、税収や地方交付税などの一般財源の減少により平成 18（2006）年度に再度普通会計で赤字決算となりました。

このように本町の財政状況は、赤字、黒字を繰り返している状況であり、財政基盤の脆弱性を露呈しています。そのため、将来にわたり持続可能な財政基盤の確立を構築するため、平成 19（2007）年度からの集中改革プランでは職員の定員管理や起債借入れの抑制などを実施した結果、平成 22（2010）年度には黒字となりました。

また平成 25（2013）年度には、財団法人湯浅町開発公社の清算や防災減災事業を促進するため財政シミュレーションを策定し、町長、副町長、教育長、職員の給料削減の 3 年間の実施や議員費用弁償の廃止、固定資産税の前納報奨金の段階的な廃止などの行財政改革に取組み、安定した財政による町行政の運営に努めてきました。

平成 29（2017）年度以降は、ふるさとまちづくり寄附金の増加により、財政状況を判断する指数については、大幅に改善されてきましたが、継続的な歳入と判断を誤ることなく、将来に過度な負担を残すことなく、持続可能な財政運営を図るための取組みを推進していく必要があります。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 (2010) 年度	平成 27 (2015) 年度	令和元 (2019) 年度
歳入総額 A	8,884,762	5,908,812	11,767,655
一般財源	3,714,404	3,793,318	3,710,063
国庫支出金	3,381,770	701,398	1,431,364
都道府県支出金	535,161	510,128	550,892
地方債	859,803	361,369	1,051,656
うち過疎債			
その他	393,624	542,599	5,023,680
歳出総額 B	8,751,429	5,769,838	10,897,769
義務的経費	2,523,785	2,428,666	2,457,534
投資的経費	3,919,505	450,313	2,618,242
うち普通建設事業	3,919,505	293,649	2,577,750
その他	2,308,139	2,890,859	3,244,243
過疎対策事業費			
歳入歳出差引額 C (A-B)	133,333	138,974	869,886
翌年度へ繰越すべき財源 D	130,710	23,518	437,947
実質収支 C-D	2,623	115,456	431,939
財政力指数	0.35	0.34	0.35
公債費負担比率	14.3	12.0	14.2
実質公債費比率	15.0	10.4	9.9
起債制限比率			
経常収支比率	94.6	89.2	86.7
将来負担比率	168.2	144.0	20.1
地方債現在高	5,221,238	8,462,965	9,110,089

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 45 (1970) 年度末	昭和 55 (1980) 年度末	平成 2 (1990) 年度末	平成 12 (2000) 年度末
市 町 村 道				
改 良 率 (%)	—	—	—	48.0%
舗 装 率 (%)	—	—	—	99.1%
農道延長	—	—	40,021m	40,021m
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	—	—	—	—
林道延長	—	630m	630m	630m
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	—	0.82m	0.82m	0.82m
水 道 普 及 率 (%)	—	87.8%	97.6%	98.0%
汚水処理人口普及率 (%)	—	—	—	—
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	—	—

区 分	平成 22 (2010) 年度末	平成 25 (2013) 年度末	令和元年 (2019) 度末
市 町 村 道			
改 良 率 (%)	48.0%	48.0%	50.1%
舗 装 率 (%)	99.1%	99.1%	99.2%
農 道 延 長	40,021m	40,021m	40,021m
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	—	0.015m	0.015m
林 道 延 長	630m	630m	630m
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	0.82m	0.83m	0.83m
水 道 普 及 率 (%)	99.7%	99.8%	99.8%
汚水処理人口普及率 (%)	20.7%	24.7%	31.4%
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	15.9 床

(4) 地域の持続的発展の基本方針

平成 28 (2016) 年度から湯浅町過疎地域自立促進計画に基づき、過疎対策事業債を活用し「駅前周辺の整備」をはじめ、様々なまちづくり施策に着手し、将来像の実現に向けて取組んできたところです。財政は依然として厳しい状況が続いていますが、新たな財源であるふるさとまちづくり寄附金により、やや改善の兆しが見られたこともあり、まちづくり施策を加速化させることができています。

令和 3 (2021) 年 3 月に策定した第四次湯浅町長期総合計画では、将来像を「歴史と人の温もりで支え合うまち湯浅」を掲げ、住民一人ひとりの想いとライフスタイルを尊重しながら住民と行政が一体となって、誰もがいつまでも安心安全に住み続けられる未来を創造していくこととしています。

また、令和 2 (2020) 年 3 月に策定した第 2 期湯浅町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、人口減少や少子高齢化等に歯止めをかけるため、「稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする」、「つながりを築き、新しい人の流れをつくる」、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的なまちをつくる」を基本目標として位置付けまちづくりを展開していくこととしています。

人口減少や少子高齢化は今後もその傾向が続くと予測されています。第四次湯浅町長期総合計画や第 2 期湯浅町まち・ひと・しごと創生総合戦略を軸として、本計画を推進し、町の将来像の実現を目指します。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本計画は、本町における全ての計画、施策等の一部であり、地域の自立に向けて過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上が実現するように、基本的な目標については、第四次湯浅町長期総合計画等を軸として、次の目標を定めます。

基本目標①

令和 7 (2025) 年度住民基本台帳における総人口 11,000 人を目指す

基本目標②

直近 5 年間の転出超過累計を今後 5 年間で半減させる

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況については、毎年度第 2 期湯浅町まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価時期に合わせ、庁内における内部評価を行い、施策内容の効果を定期的に検証するとともに、外部有識者等で構成する外部評価により、目標及び取組みなどに対する評価・検証を行います。

(7) 計画期間

本計画の期間は令和3(2021)年度を初年度として、令和7(2025)年度までの5ヵ年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針

老朽化が進む公共施設等を、良好な状態で使用していくためには、適切な維持管理が必要です。また、日常生活上、必要不可欠な道路や橋梁、水道のようなインフラ施設は、安全な供用が求められます。

しかし、厳しい財政状況等から、すべてを維持管理することは困難であるため、著しく老朽化が進み、使用上、危険が及ぶ可能性があるもの、また、すでに供用を停止しているものは、早急に取り壊し等の検討を行います。また、その他の公共施設等については、原則、適切な維持管理を行うとともに、現状を把握し、将来の利用需要を予測し、必要に応じて、複合化・集約化等の検討を行います。

なお、本町の公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針は、次のとおり、5つの基本方針とします。

1. 総量削減を基本とし、老朽化又は類似施設の複合化・集約化及び廃止・解体を検討する
2. 施設の現状を把握し、老朽化、利用頻度の低い施設及び近傍に類似施設がある場合は、複合化・集約化等を検討する
3. 現状を的確に把握し、今後も安全に利用できるよう施設の長寿命化及び適切な維持管理を行う
4. 既存の計画を基に、施設等の維持管理や再編を行う
5. 施設ごとの対応方針や改修・建替え等の優先順位、対策内容、実施時期を定める

本計画における全ての公共施設の整備や維持、管理などについては、公共施設等総合管理計画に定める上記基本方針と整合性を図り、必要な事業を適正に実施します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

- 本町では人口減少が課題となっていますが、県の移住・定住に関する取組みと連携して町の魅力をPRし、観光をはじめとする様々な事業等において関係人口・交流人口を拡大することにより、移住・定住者の増加に結びつける取組みを推進しています。
- 「住んで良かった」、「住んでみたい」と思われる町となるよう、本町の魅力を内外に広く発信し、認知度の向上や魅力度の向上を図っています。また、本町に移住を希望する方に、総合的な情報発信、住まい探しやハローワークとの連携による就労支援等の移住相談体制の整備、地域住民との交流やお試し滞在、移住のサポートや移住後のフォローを行う等、UJI ターン等の移住希望者をスムーズに受け入れられる体制づくりに努めています。
- 移住・定住に関しては、住まいの確保や子育て支援やビジネス環境の充実等も重要であることから、他分野の施策と連携・連動して移住・定住に向けた様々な施策を講じる必要があります。
- 本町では、47の行政区を中心に地域コミュニティを構成していますが、少子高齢化や核家族化が進み、価値観が多様化する中で連帯感が徐々に希薄化し、地域が本来もっている相互扶助の機能が低下しつつあるため、様々な取組みにより地域コミュニティを活性化していく必要があります。
- 町民との対話や情報共有を促進し、本町の施策・事業や行政運営に反映していく協働によるまちづくりの体制づくりを進める必要があります。

(2) その対策

- 湯浅町暮らしのガイドブックや町ホームページ等、様々な媒体を通してタウンプロモーションを推進し、まちの魅力や移住・定住に関する情報発信の充実に努めます。
- 県との連携を図り、移住・定住の希望者への移住セミナーや相談会の充実に努めるとともに、定住促進奨励金制度を継続して行い、移住・定住を促進します。
- 住民主体の大学生の農業体験等をはじめ、滞在型まちづくりイベント参加の呼びかけや独自の加工品販売等の支援の充実により、関係人口・交流人口の創出に努めます。
- 町内会・老人クラブ・婦人会・子ども会等の各種団体の交流や地区の祭・自主防災活動等を通して、コミュニティ意識の高揚と地域の連帯感の強化を図れるよう支援します。
- 公民館、文化会館、教育集会所等の維持管理に努めるとともに、役場なぎホールや湯浅えき蔵地域交流センターの有効活用により、コミュニティ活動の充実に努めます。
- 本町の行財政状況を広報や町ホームページ等に掲載し、情報公開により行政の透明性の確保に努めます。
- 主要な行政施策課題について町ホームページ等から直接町長へ提言する「町長へのメール」の活用や各種計画策定の際のアンケート調査等、住民の意見や視点を踏まえた行政運営に努めます。
- 地域とのつながりを構築するため町職員を各地区に割り当てる等、住民と行政との協力体制の整備に努め、住民と行政が一体となったまちづくりを推進します。

○ 地域の学生や保護者、高齢者、成人、民間企業など幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指します。

(3) 計 画

移住・定住・地域間交流の促進、人材育成計画を次のとおり定めます。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
移住・定住・地 域間交流の促 進、人材育成	(1) 過疎地域持続 的発展特別事業 移住・定住	移住・交流推進事業 移住者受入支援 (UJI ターン) ・ 空き家、空き店舗利活用・域学連携	湯浅町	様々な媒体を通してタ ウンプロモーションを推 進する事により、まちの 魅力や移住・定住に関 する情報発信の充実 に繋がる
		定住促進奨励事業 若年層の住宅取得に 対しての奨励金	湯浅町	若年層に奨励金を交 付することにより、町 の人口減少を抑制し、 定住促進と地域の活 性化が見込める
		湯浅町空き家改修補 助事業	湯浅町	町内空き家の改修に 取り掛かりやすくす ることで、空き家の有 効活用と定住人口の 増加が見込める

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

- 本町では、年間を通じて温暖な気候や水資源等の豊かな自然を活かして、米や各種野菜類の生産も見られますが、傾斜地が多いことから、有田みかんをはじめとする柑橘類やびわ等の生産が多くを占めています。
- 生産者にとって鳥獣による農作物被害は深刻な問題であり、経済的被害だけでなく、営農意欲の減退から離農、耕作放棄地の増加に拍車がかかるため、対策が必要な状況となっています。
- 農業の後継者育成や女性就農者の促進に向けた取組みを進めて、次代の農業の担い手の確保に努める必要があります。

イ 林業

- 林業については、山田山等において、森林資源を維持・保全するとともに着地型の観光やレクリエーションツールとしての紀州材の多面的な活用を推進する必要があります。

ウ 水産業

- 紀伊水道の入り口に位置する湯浅湾は、太平洋からの黒潮と瀬戸内海からの海流がぶつかる豊かな好漁場です。特に、あじ、さば等や県内で有数の漁獲高を誇るしらすは、近場の漁場で捕獲されるため鮮度は抜群であり、釜揚げしらすや生しらすとして地元飲食店・小売店等で提供されています。
- 将来にわたり漁業を維持していくため新規就労者や後継者の育成に努めるとともに、湯浅湾漁業協同組合等への活動支援と資源管理型漁業への技術転換を推進する必要があります。
- しらす丼等の「食」、水産品及び水産加工品の湯浅ブランド化の推進や6次産業化による新商品の販路拡大等の支援を行うことにより、観光業や飲食・小売業との連携を強めて、水産業の活性化を支援する必要があります。

エ 商工業・地場産業の振興等

- 本町は、醤油や金山寺味噌、新鮮な魚介類の卸売・小売を商う有田郡の商業の中心として古くから繁栄してきましたが、郊外型の大型小売店舗の進出や景気の低迷等により、地元商店街の集客力が弱まってきているため、特産品の販売やPRにより、湯浅ブランドの確立を目指すとともに販路開拓に努める等、商店街の活性化を図る必要があります。
- 本町の事業所においては、近年厳しい経営環境が続いており、経営者自身の高齢化や後継者不足等の理由により廃業する事業所も発生しています。このような中、人口減少に伴う働き手の不足や高齢化・老朽化する経営環境において、町内の事業者の経営力の強化を後押ししていく必要があります。

オ 観光

- 本町への観光客数は毎年増加し、令和元（2019）年には、約54万人となり年々増加していました

が、令和 2（2020）年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、開催予定であったイベントの中止や宿泊予約のキャンセル等により観光客が激減し、大きな打撃を受けましたが、RV パークの整備や SNS 活用等、情勢に合わせた観光戦略を行いました。

令和 5（2023）年初頭より従来のイベントや PR 活動を再開し、減少した観光客を取り戻すべく、取り組んでいく必要があります。

● 豊かな自然や醤油・金山寺味噌をはじめとする食文化、伝建地区を中心とした歴史文化、四季折々のまつりなどの地域資源を活かした誘客に、より一層取り組む必要があります。

● 平成 29（2017）年 4 月には、『「最初の一滴」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅』が日本遺産として認定を受けました。この日本遺産認定を契機に、世界に誇れる本町のストーリーを国内外に PR し、魅力向上に努めていく必要があります。

● 令和 2（2020）年 10 月には、日本郵便㈱との包括連携協定を締結し、大阪・奈良への観光ポスターの掲示及び観光パンフレットの配架を行っており、今後も継続し取り組んでいく必要があります。また、西日本旅客鉄道㈱とは、広川町と 3 者で連携協定を締結し、JR 湯浅駅を起点とした周遊観光推進に向け委員会を立ち上げ、誘客事業を実施しています。

カ 起業の促進

● 技術、情報及び交通基盤のめざましい進歩を念頭において、各産業との連携を図りながら、既存事業所における新たな技術・市場立地型への転換をより一層推進していくことが課題となっており、農林水産物等の加工・販売の起業化や観光客を対象とした飲食店、特産物店、民宿、旅館等の商品の企画・開発機能の強化、新分野への展開、流通の合理化などについて金融的側面も含めて、効果的かつ積極的な支援が求められる状況です。

キ 企業の誘致

● 平成 29（2017）年度には、ふるさと融資制度の活用により、山田山の町有遊休地へ民間企業を誘致し、雇用を拡充しています。

(2) その対策

ア 農業

○ 人・農地プランを基に中核となる地域の担い手農家への農地利用集積集約化を一体的に進め、特産農作物である柑橘類の栽培規模を拡大し、農業経営の強化を図ります。

○ 農業委員会、農業協同組合、農業士会や 4H クラブ等と一体となった推進体制を作り、新規就農者の確保や農業の後継者の育成、女性就農者の促進に向けた取組みを推進していきます。

○ 柑橘類の付加価値向上による湯浅ブランド化の支援を行い、販路拡大による農家所得の向上に努めます。

○ 適正な肥培管理やマルチ栽培等による高品質な柑橘類の生産拡大・販売に努め、試験研究機関と連携し、有田みかんのブランド向上への取組みを進めます。

○ 生産条件が不利な中山間地域等の傾斜樹園地の維持・保全活動に対する取組みの推進や農業委員、

農地利用最適化推進委員の農地パトロールを強化することにより、新たな耕作放棄地の発生防止に努めます。

○ 農作物への鳥獣被害減少のため、集落単位での防護柵等による農作物の防護、農地に出没する鳥獣の捕獲、刈り払いや餌場の除去等、集落環境整備を推進します。

イ 林業

○ 森林の有する公益的機能を活かすため森林環境譲与税を活用し、森林所有者意向調査の結果を踏まえ、適切な森林の整備保育（下刈、除伐、間伐等）を進め、紀州材の利用促進を行っていきます。

ウ 水産業

○ 湯浅湾漁業協同組合青年部による鮮魚・しらす等の直売や地元水産物のPR活動等を支援します。

○ 地域協議会が作成する漁村地域の活性化及び新規漁業就業者の確保・育成のための次代につなぐ漁村づくり実行計画認定要綱を基に、漁業の担い手育成のための取組みを支援します。

○ 沿岸漁場の環境維持保全を図るため、湯浅湾の海域浮遊廃棄物の除去等のクリーンアップ事業を湯浅湾漁協、県、広川町との連携により実施します。

○ 湯浅湾漁業協同組合等が主導する浜の活力再生プランによる水産資源の維持・増大を支援するとともに、県及び有田地区漁業青年協議会と連携し、漁場の維持とヒラメの稚魚放流等の支援を推進します。

○ 湯浅湾で獲れる良質のあじ、さば、しらす等のPRを進めるとともに、今後はマダイ、イサキ等、漁獲量の多い魚種のブランド化に新たに取組み、付加価値向上により湯浅ブランド化推進の支援と販路拡大による漁業所得の向上に努めます。

○ 湯浅湾漁業協同組合等が主導する浜の活力再生プランによる海の駅の運営、海上釣り堀の設置や水産品及び水産加工品の販売イベントの活性化等の観光漁業による漁業所得向上の支援に努めます。

エ 商工業・地場産業の振興等

○ 湯浅町商工会等と連携し、まちなかへ観光客等を誘導することにより中心市街地商店街の活性化に努めます。

○ 空き店舗、空き家、古民家を活用した事業展開を行う新規事業者に対し、新規出店経費や一定期間の家賃補助並びに融資制度等の情報提供等の支援策を検討します。

○ しらす丼をはじめとする町の特産品等による「ゆあさ限定グルメ」の商品化により、食の湯浅ブランド化を推進します。

○ 中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業等の先端設備の導入を促すことにより、地域経済の更なる発展を目指します。

○ 若者が安心して働くことができる環境を整備するため、高校生への地元企業の紹介や大学で転出した人に対する卒業後の地元企業への就労支援等、企業情報の提供や企業見学、インターンシップ等の支援を推進します。

○ 中小企業信用保険法に基づき、自然災害等の突発的事由により経営の安定に支障が生じている中小企業者に対して町が認定を行い、信用保証協会が一般保証額とは別枠で保証を行います。

○ 6次産業化による加工食品の新商品開発を支援し、観光業や飲食・小売業及び関係団体と連携のうえ、流通・販売体制づくりを推進します。

オ 観 光

○ 湯浅えき蔵（JR湯浅駅）から熊野古道、伝建地区へと、醤油醸造の発祥の地として日本遺産に認定された湯浅らしい賑わいの創出を進めます。また、湯浅美味しいもん蔵などの整備された観光基盤を、観光資源と結びつけながら魅力向上に努めます。

○ 歴史・文化・伝統を広く観光客に紹介する着地型観光の案内役として、観光案内ガイド（語り部）の養成の支援を推進します。

○ 醤油づくり体験、マリンアクティビティ等、体験型観光の充実を図るとともに、宿泊施設、旅館施設の誘致を推進し、宿泊客の増加、観光消費の拡大に努めます。

○ WEB や SNS を活用した情報発信や京阪神方面からの観光誘客を目的とした商談会・プロモーションイベントなどを一般社団法人 湯浅町観光協会と協働により取組み、誘客拡大を図ります。

○ 外国人観光客の受け入れ態勢を強化するため、案内看板等の多言語化による観光基盤の充実を図ります。

○ 県内の観光地との広域連携から、相互に観光客の誘致を図る取組みを進めます。また、関係機関への積極的な働きかけにより、情報発信力の強化と、更なる町内消費拡大に繋げる商品開発を支援します。

カ 起業の促進

○ 近隣市町、商工会、関係機関等との連携による創業セミナーの実施や創業支援窓口による支援、また創業支援事業により、本町で創業しようとする個人・法人への支援に努めます。

キ 企業の誘致

○ 地域経済の活性化や雇用創出のため、企業用地や住宅用地の創出や企業に有利な制度を提案する等、製造業等といった第2次産業、情報通信産業等といった第3次産業の企業誘致に積極的に取組みます。

○ 生活様式の変化に伴うテレワークの拡大等に対応するため、オフィスの移転やワーキングスペースの利用を目的として訪れる人を受け入れる体制の整備を検討します。

ク 他の市町村との連携

○ 上記ア～キに関しては、他の市町村や都道府県、民間事業者と連携し積極的に施策に取組みます。

(3) 計 画

産業の振興計画を次のとおり定めます。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	(1) 基盤整備 農業	土地改良施設維持管理適正化事業 (改良区分) 配水管・散水弁改修工事等	土地改良区	
			湯浅町	
		県営土地改良事業ため池等整備事業 ため池改修工事等	和歌山県	
			湯浅町	
		小規模土地改良事業 各地区水路・農道改修工事	湯浅町	
		県営農業基盤整備促進事業 パイプラインの緊急遮断弁の整備	和歌山県	
	土地改良区			
	湯浅町			
	県営中山間地域ほ場環境整備事業 散水バルブ、分岐管の改修工事	和歌山県		
		土地改良区		
		湯浅町		
	(2) 漁港施設	水産物供給基盤機能保全事業 漁港施設機能保全工事	湯浅町	
	(3) 観光又はレクリ エーション	駅前公園整備事業	湯浅町	
		旧駅舎周辺整備事業	湯浅町	
		古民家活用地域活性化事業	湯浅町	
		まちなみ整備事業 カラー舗装・側溝・下水路改修工事等	湯浅町	
(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業 商工業・第6次産業 情報通信産業 観光 その他	有害鳥獣捕獲事業 有害鳥獣の捕獲対策(サル・イノシシ・シカほか)	湯浅町	鳥獣害対策を実施することにより、農業者の営農意欲減退の抑制につながり、耕作放棄地発生防止の効果が見込める	
	農作物鳥獣害防止総合対策事業 鳥獣被害の防止対策(柵等の整備)	湯浅町	上記と同じ	
	狩猟免許取得支援事業 狩猟免許取得費用への支援	湯浅町	狩猟免許取得の支援により、狩猟者増加及び鳥獣害対策の強化が見込める	
	果樹生産技術改善対策事業 マルチ栽培高品質みかん生産事業	湯浅町	マルチシート導入の補助により、高品質な果樹の安定生産につながり、産地活性化が見込める	

		有田みかん消費拡大対策事業 有田みかんの消費拡大に向けた取組みを支援	協議会等 湯浅町	有田みかん消費拡大の取組みを支援することにより、産地活性化が見込める
		農林漁業関係資金利子補給事業 各種農林業関係融資制度の利子補給を支援	湯浅町	農林漁業者等の融資に対する金利負担の軽減を図ることにより、経営の安定が見込める
		農地集積・集約化対策事業 担い手農家への集積・集約化支援	湯浅町	担い手への農地集積と集約化を支援することにより、農業構造の改革と生産コストの削減が見込める
		農業人材力強化総合支援事業 新規就農者育成総合対策事業 新規就農者に対する支援	湯浅町	新規就農者を支援することにより、農業従事者の高齢化の抑制及び就農者の定着が見込める
		経営継承・発展等支援事業 農業後継者に対する支援	湯浅町	担い手の経営を継承し発展させる取組を支援することにより、農地利用等を担う経営体の確保が見込める
		経営所得安定対策事業 戦略作物の生産振興を支援	湯浅町	行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興を図り、農業経営所得の安定が見込める
		湯浅町農業経営支援事業	湯浅町	単軌道等を整備する農家に対して支援することにより、農作業の省力化及び軽減が見込める
		湯浅町耕作放棄地再生事業	湯浅町	耕作放棄地を整備する農家に対して支援することにより、耕作放棄地の発生防止が見込める
		紀州材利用促進事業 紀州材を利用した製品の贈呈等	湯浅町	紀州材の製品のプレゼント事業を実施することにより、紀州材の利用促進が見込まれる
		森林機能等回復整備事業 間伐事業に対する支援	湯浅町	間伐事業を実施する団体等に支援することにより、森林の多面的機能の回復が見込める
		松林健全化促進事業 森林害虫等防止事業	湯浅町	松くい虫被害の拡大の未然防止を図ることにより、森林の保全が見込める
		漁業クリーンアップ事業 漁場清掃支援事業	湯浅町	漁業者が行う漁場清掃事業実施を支援することにより、漁場環境の保全が見込める
漁業担い手育成支援事業 新規漁業就業者に対する支援	湯浅町	新規漁業就業の確保・育成を図っていくことで、漁村地域の活性化が見込める		

		湯浅町漁業用燃油高騰対策支援事業	湯浅町	漁協が実施する漁業者への燃油支援に対し湯浅町が補助することにより、漁業経営の安定が見込める
		浜の活力再生・成長促進交付金事業 水産業強化支援事業	湯浅湾漁協	漁船給油施設の増改築に対して支援することにより、漁業者に対する燃油の安定的・効率的な供給が見込める
		地域活性化事業	各実行委員会ほか	豊かな自然が育んだ特産物や歴史的風致の維持向上に資する催しなど、地域の特徴を活かした事業を毎年実施することによって、特産物の魅力発信による産業振興、伝統文化や風習の継承、地域コミュニティの維持発展などが見込まれ、加えて湯浅町の魅力を発信することで、移住定住の促進にも繋がる
			湯浅町	
		地域活性化事業 商工会地域活性化推進事業 中心市街地整備と商業等の活性化	湯浅町 商工会	湯浅町商工会と連携し、中心市街地整備と商業等の活性化を図ることによって、地域全体の活性化に繋がる
			湯浅町	
		湯浅ブランド構築事業 地域産品の販路拡大及びブランド化に向けた取組み	湯浅町	特産品の販売やPR、商品化を実施することによって、湯浅ブランドの確立に繋がる
		湯浅観光戦略推進事業 県外観光プロモーション	湯浅町	SNS等を活用した情報発信や観光誘客を目的とした商談会・プロモーションイベントなどを湯浅町観光協会と協働により取組むことによって、誘客拡大、宿泊客の増加、観光消費等に繋がる
		まちなか観光案内所開設事業 まちなか観光案内の設置及び運営	湯浅町	観光案内ガイド養成支援や案内看板等の充実を図ることによって、観光客等の受け入れ態勢の強化に繋がる
		中山間地域等直接支払交付金事業 農地保全や農業生産性の向上対策等 対象5集落	湯浅町	農業生産条件の不利な中山間地域等へ支援することにより、営農意欲減退の抑制が見込める
		多面的機能支払交付金事業 農地の多面的機能維持の対策等 対象5集落	湯浅町	地域の共同活動による農地・水路・農道等の多面的な保全活動等を支援することによって、産地活性化が見込める

		創業支援事業	湯浅町	町内に新たな事業所ができることで、産業振興、経済活性化及び雇用促進が見込める
		企業誘致促進事業	湯浅町	企業用地や住宅用地の創出や企業に有利な制度を提案することで、地域経済の活性化や雇用創出に繋がる

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進事項	業種	計画期間	備考
湯浅町全域	①製造業 ②農林水産物等販売業 ③旅館業 ④情報サービス業等	令和3(2021)年4月1日～ 令和8(2026)年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容
上記に記載している(2)その対策、(3)計画のとおりとなります。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では公共施設個別施設計画を策定しており、基本方針を

・産業系施設

「売却や譲渡等の検討、計画的かつ適切な方法により維持管理を行う」と定めています。

(3) 事業計画における公共施設等の整備は、上記の基本方針に則り推進します。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

● 本町の情報通信手段として有線放送施設や電話のほか、防災行政無線施設が町全域に整備されています。また、携帯電話については、町内の大部分が、通話可能地域となってきましたが、まだ一部に通話できない地域があり、早急な整備が必要です。

情報通信網は、従来の情報通信伝達手段としての役割から、現在では重要な社会生活基盤の一つとして位置付けされ、効果的な活用が課題となっています。特に山間地において地理的不利性からくる問題を克服するため、情報通信基盤施設の整備や維持管理が必要です。

(2) その対策

○ 携帯電話の通話可能エリアの拡大、ブロードバンド通信アクセス環境の向上など、情報通信格差の是正を図る取組み、インターネットを利用した電子申請や届出など、住民サービス向上等を目的とした電子自治体の推進を図ります。

○ 地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るため、公共施設間を結ぶ公共ネットワーク等の整備を図ります。

○ 情報通信網は、重要な社会生活基盤の一つとして位置付けられているため、情報化に対応できる人材を育成するとともに、情報通信技術の導入を積極的に推進します。

(3) 計 画

地域における情報化計画を次のとおり定めます。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域における 情報化	(1)電気通信施設等情報 化のための施設 防災行政無線施設	情報通信基盤施設整備助成事業	湯浅町	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

- 本町の道路網は、山田地域を南北に縦断する湯浅御坊道路、国道 42 号、主要地方道有田湯浅線（きららときめきロード）及び主要地方道御坊湯浅線を基幹道路とし、一般県道湯浅広港湯浅停車場線、一般県道吉原湯浅線及び町道が接続して道路網を構成していますが、今後、都市計画道路の事業をどのように進めていくかが課題となっています。
- 湯浅御坊道路の湯浅インターチェンジは京阪神・和歌山方面からの物流等の拠点であり、湯浅御坊道路 4 車線化については令和 3（2021）年 12 月末に完成しました。
今後、湯浅インターチェンジと中心市街地間の道路整備を行い、まちなかを活性化させる交通の利便性の向上に取り組んでいく必要があります。

イ 交通

- 本町の公共交通機関としては、鉄道（JR）と路線バス（2 事業者）がありますが、住民の日常の移動手段としてだけでなく、観光誘客のためにも維持・充実が必要です。
- 町内には狭い道路が多くありますが、交通安全意識に関する一層の普及啓発に努めるとともに、危険箇所の改良を行うことにより、交通事故を未然に防止する必要があります。また、高齢化の進行に伴う高齢者ドライバーの交通事故発生が懸念されるため、対応が必要です。

(2) その対策

ア 道路

- 令和 3（2021）年 12 月末に 4 車線化が完成した湯浅御坊道路の湯浅インターチェンジや国道 42 号からの道路ネットワークの充実に努めます。
- 田地区から有田川町へ抜ける出雲道等の整備促進について県に要望を続けるとともに、湯浅町都市計画道路の整備を推進します。
- 町道の通行の安全を確保するため、計画的な道路舗装の改修及び必要な道路幅員を確保するよう努めます。
- 道路の定期点検に関する省令・規則により、橋梁・トンネルの健全性診断に基づく長寿命化計画を作成し、順次長寿命化工事を実施していきます。
- 伝建地区や熊野古道周辺地区の無電柱化を検討します。

イ 交通

- JR 湯浅駅に停車する特急列車の増便を西日本旅客鉄道(株)に要望し、本町を訪れる観光客やビジネス客の利便性向上に努めます。
- JR 湯浅駅周辺に駐輪・駐車場を整備し、住民の通勤・通学の利便性の向上と利用者支援制度の導

入を検討し、JR 湯浅駅の利用者の増加を図ります。

○ 住民の日常の大切な移動手段となるバス路線の維持と、新たな移動手段の検討を続けます。

○ 歩行者の安全確保のため、危険性の高い交差点や交通量の多い道路について、道路・交差点の改良及びカーブミラー、ガードレール、道路区画線等の修繕・整備や歩道の設置を進めます。

(3) 計 画

交通施設の整備、交通手段の確保計画を次のとおり定めます。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
交通施設の整備 交通手段の確保	(1)市町村道 道路 橋梁	山田地区道路改良工事及び測量設計業務	湯浅町	
		山田地区道路拡幅工事	湯浅町	
		山田地区道路舗装改修工事	湯浅町	
		青木地区道路改良工事及び測量設計業務	湯浅町	
		青木地区道路拡幅工事	湯浅町	
		青木地区道路舗装改修工事	湯浅町	
		別所地区道路改良工事及び測量設計業務	湯浅町	
		別所地区道路拡幅工事	湯浅町	
		別所地区道路舗装改修工事	湯浅町	
		湯浅地区道路改良工事及び測量設計業務	湯浅町	
		湯浅地区道路拡幅工事	湯浅町	
		湯浅地区道路舗装改修工事	湯浅町	
		栖原地区道路改良工事及び測量設計業務	湯浅町	
		栖原地区道路拡幅工事	湯浅町	
		栖原地区道路舗装改修工事	湯浅町	
		吉川地区道路改良工事及び測量設計業務	湯浅町	
吉川地区道路拡幅工事	湯浅町			
吉川地区道路舗装改修工事	湯浅町			

		田地区道路改良工事及び 測量設計業務	湯浅町	
		田地区道路拡幅工事	湯浅町	
		田地区道路舗装改修工事	湯浅町	
		熊野古道沿線及び重伝建地区 内道路整備事業 道路整備ほか	湯浅町	
		通学路交通安全プログラムに 基づく道路整備事業 グリーンベルト等	湯浅町	
		橋梁補修工事 (点検においてⅢ以上のもの)	湯浅町	
		橋梁補修設計業務 (点検においてⅢ以上のもの)	湯浅町	
	(2) 農道	農道整備事業 各地区農道改修工事	湯浅町	
	(3) 過疎地域持続 的発展特別事業 公共交通 交通施設維持 その他	トンネル点検業務	湯浅町	トンネルの 損壊等を未然に防ぎ、 安全安心な 道路環境の 向上が見込 める
		町道路面性状調査業務 (調査・設計)	湯浅町	道路の現状 を調査し、 危険個所を 把握する事 により、舗 装補修工事 などの地域 の安全確保 事業に繋がる
		橋梁定期点検業務	湯浅町	橋梁の損壊 等を未然に 防ぎ、安全 安心な道路 環境の向上 が見込める
		トンネル長寿命化計画策定業務	湯浅町	トンネルの 長寿命化を 促進し、安 全安心な道 路環境の向 上が見込め る

		橋梁長寿命化計画策定業務	湯浅町	橋梁の長寿命化を促進し、安全安心な道路環境の向上が見込める
		JR 湯浅駅利用者支援事業	湯浅町	利用者支援により、利用促進を図ることで、関係人口等の増加が見込める
		公共交通利用促進事業	湯浅町	住民及び観光客の新たな移動手段を確保することで利便性の向上が見込める

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では舗装個別施設計画、トンネル個別施設計画、湯浅町橋梁個別施設計画を策定しており、それぞれの基本方針を

- ・ 舗装個別施設

「診断結果を踏まえた適切な措置を行うことで、道路舗装の長寿命化や舗装の維持修繕費のライフサイクルコスト削減を目指す」

- ・ トンネル個別施設

「5年に一度、近接目視による点検を実施し、診断・点検結果に基づき必要な措置を実施し、メンテナンスサイクルを回すことで道路トンネルの老朽化対策を推進する」

- ・ 湯浅町橋梁個別施設

「5年に一度、近接目視による点検を実施し、診断・点検結果に基づき必要な措置を実施し、メンテナンスサイクルを回すことで道路トンネルの老朽化対策を推進する」と定めています。

(3) 事業計画における公共施設等の整備は、上記の基本方針に則り推進します。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

● 本町の上水道普及率はほぼ 100%となっていますが、水道管や浄水場等の老朽化が進んでいるため、生活に欠かせない水を確実に住民に届けられるよう、水道管の布設替えや各施設等の維持管理が必要です。

イ 下水処理施設

● 平成 29（2017）年度の汚水処理構想見直しに伴い、田地区を農業集落排水による集合処理とし、他の地域については合併処理浄化槽による個別処理へと位置付けましたが、合併処理浄化槽設置率及び田地区における農業集落排水対象世帯の加入率は共に低い状況です。

ウ 廃棄物処理施設

● し尿の適正な処理は、衛生的な生活環境を確保するための基本となるものであり、行政としての重要な責務です。本町におけるし尿処理は、有田衛生施設事務組合が行っており、汚泥再生処理センターにおいて再生処理のうえ堆肥化して“ なぎコンポ” として広く販売し、資源循環型再生処理をシステム化して運営しています。

● ごみの減量を進めることは環境負荷の低減と財政負担の軽減等にも効果があるため、本町では、分別の徹底とともにごみの減量に取り組んでいます。また、本町内のごみ処理は有田衛生施設事務組合及び民間業者が種類に応じて行っていますが、有田周辺広域圏事務組合の新ごみ処理施設建設に向けて進めます。

● 廃棄物の多様化、不法投棄の増大など様々な問題に対応する必要があります。

エ 火葬場

● 湯浅斎場は昭和 53（1978）年に、現在地に移転新築され、町営の火葬場施設として運営されてきました。建築後 40 年以上が経過して施設の老朽化が進むなか、必要な改修工事を行うことで適切な維持に努めています。

オ 消防・防災施設

● 平成 30（2018）年 3 月に「湯浅町地域防災計画」を改訂し、災害予防・災害応急対策・災害復旧・災害復興の各基本計画を定めて、災害から住民の生命、身体及び財産を守るための体制整備に取り組んでいます。

● 本町の防災・消防体制は、行政が中心となり、湯浅広川消防組合、湯浅町消防団及び自主防災組織で構成しています。平成 27（2015）年に湯浅広川消防組合消防本部と防災拠点の機能を備えた役場庁舎が青木区の高台に隣接して移転し、防災・消防体制の強化を図りました。

● 大規模な災害が発生した場合、地域防災力を高め、住民自らの力で町域を守る自助・共助の考え

方が必要であり、沿岸地域を中心に、毎年各地区単位で南海トラフ巨大地震を想定した避難訓練を実施しています。令和5（2023）年度末現在、42地区に自主防災組織が結成されていますが、地域防災力の強化のため全地区での設立を目指しています。

● 大地震に備えるための公共施設の耐震化については、避難施設として利用する観点から、施設の耐用年数、倒壊危険度及び重要性により優先順位を付けて、計画的に耐震化を進めるとともに、適切な維持管理と更新に努めています。

● 大規模災害時に老朽化した家屋の倒壊や火災による避難経路の寸断予防のため、いわゆる特定空家等への措置を講じています。

カ 公営住宅

● 本町には町営の集合住宅や二戸連住宅がありますが、二戸連住宅については、空家になった住宅を用途廃止したうえで、売却を進めています。また、集合住宅については、老朽化が進んでいることから、適正な維持管理を行うとともに、計画的な修繕や建て替えの検討を進める必要があります。

キ 公園

● 公園は、日常における子どもの遊び場や多世代のレクリエーションの場、災害発生時の避難場所等の機能があるため、公園の維持管理に努めています。今後は遊具の老朽化に伴う維持管理や更新及び撤去の検討を進めるとともに、町民ひとり当たりの公園面積が小さいため新たな公園整備を行う必要があります。

ク 隣保館

● 隣保館については、総合センター（湯浅隣保館）、宮西文化会館、横田文化会館、野下・出水文化会館の4館設けられており、各種隣保館活動や事業を行う等、利用頻度が高い水準を保っています。また、耐震補強を含め改修工事など施設の維持管理に努めてきました。

しかしながら、建設年度が古く老朽化が進んでいるだけでなく、高齢の方や障がいのある方達へのバリアフリー及び津波避難対応等の対策が十分なされておらず、今後更に利用者に優しい施設づくりを行っていく必要があります。

(2) その対策

ア 水道施設

- 水道水源開発事業や水道事業広域化により、水道水の安定供給に努めます。
- 湯浅町水道事業基本計画による水道管及び浄水場施設等の耐震化や施設更新を計画的に進めます。
- 湯浅町水道事業経営戦略に基づき、投資レベルと財政状況を勘案しながら、持続可能な水道事業経営を図っていきます。
- 上水道の水源である山田川と広川の定期的水質検査や大気汚染定点観測を継続するとともに、公害に関して事業所への啓発・指導等を行い、公害防止に努めます。

イ 下水処理施設

- 田地区を除く全域について汲取り・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進に努めるとともに、田地区における農業集落排水対象世帯の加入促進に取り組み、汚水処理率の向上を目指します。
- 農業集落排水施設の計画的な更新により適正な維持管理を行います。

ウ 廃棄物処理施設

- 有田衛生施設事務組合によるし尿処理体制の維持に努めます。
- 適切なごみ処理方法について研究を進めます。
- 有田周辺広域圏事務組合の新ごみ処理施設建設に向けて進めます。
- 広報による情報提供や小学校における環境教育の実施等を通して、ごみの分別・減量やごみの正しい分別方法について周知し、住民の環境意識の醸成を図ります。
- 健康で快適な生活環境を確保するため、観光客を含め一人ひとりに対する環境美化意識の高揚を図り、ごみのポイ捨てや不法投棄などの防止やマナーの向上など、町民・地域が一体となった環境美化への活動を進め、美しい環境の保全に努めます。

エ 火葬場

- 湯浅斎場の維持・管理、整備を実施し、適正な運営に努めるとともに、令和元（2019）年度に策定した斎場整備基本構想を基に新たな施設の建設に向けて進めます。

オ 消防・防災施設

- 「湯浅町地域防災計画」により、近年の豪雨災害や南海トラフ巨大地震による津波等の対応を想定し、災害への備えを進めます。
- 多様な災害の発生に備え、関係機関と連携のうえ定期的に防災訓練等を実施することで、住民への防災意識の啓発を図ります。
- 障がいのある人及び高齢者等、避難行動要支援者の避難体制の整備のため、「避難行動要支援者名簿」の更新と個別避難計画の作成に努めます。
- 自主防災組織が結成されていない自治会に対して組織化を働きかけるとともに、結成されている自主防災組織の消火訓練・避難訓練等の活動の支援を行い、地域防災力の強化に努めます。
- 児童生徒が地域を知り、自ら積極的に参加できる防災教育を行い、災害時に多くの人が残るために行動できる人材の育成を目指します。
- 有田湯浅警察署、湯浅広川消防組合及び医療機関等との連携を強化し、災害時の救急・救助活動の強化を図ります。
- 災害対策ビデオや防災マップを活用し、住民の防災意識の高揚を図ります。
- 県と連携して、災害危険箇所の改善や津波対策事業等、災害防止に必要な基盤整備対策を進めます。
- 特定空家等の措置と合わせて、空地スペースや避難路の確保、建築物の不燃化等を進め、密集した市街地の防火・防災機能の向上を図ります。
- 定期的な初期消火訓練及び避難誘導訓練を推進するとともに、広報による火災予防意識の高揚に

より、火災を起こさないまちづくりを推進します。

○ 建物火災に備えるため、住宅用火災警報器設置義務化の周知徹底や消火器の設置等について普及啓発に努めます。

○ 消防団員の確保に努めるとともに、湯浅広川消防組合と連携のうえ、訓練等による消防団員の資質の向上と消防団組織の強化に努めます。

○ 消火活動の強化を図るため、消防車両及び消防資機材等の充実に努めるとともに、老朽化の進行に合わせた消防車両、資機材の計画的な更新を推進します。

カ 公営住宅

○ 老朽化した町営住宅の適切な維持管理を行います。

○ 地域の自立やコミュニティバランスを回復するため、二戸連住宅の譲渡や空家の用途廃止を進めます。

キ 公園

○ 町内各公園の適正な維持管理のため、定期点検により遊具や施設等を修繕し、周辺住民の協力のもとに、町全体で適切な管理に努めます。

○ 町民の憩いの場として、新たに整備される地域福祉センター前に防災機能を有した公園の整備を行います。

○ 湯浅城公園付近については、「湯浅町地域防災計画」に基づき、災害時に備えた防災拠点として位置づけ、整備を進めます。

ク 隣保館

○ 隣保館については、利用者が高齢化に伴い来館しにくい状況となることが考えられますが、関係機関と協働し、利用頻度の高い水準を保てるような施策を行っていくと共に、高齢の方や身体に障がいのある方達へのバリアフリー化及び津波避難対応等の対策を行い、今後更に利用者に優しい施設づくりが求められます。

(3) 計 画

生活環境の整備計画を次のとおり定めます。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
生活環境の整備	(1) 下水処理施設 公共下水道 農村集落排水施設	栖原ポンプ場改築事業	湯浅町	
		栖原排水区管渠整備事業	湯浅町	
		農業集落排水施設維持補修事業	湯浅町	

	(2) 火葬場	湯浅斎場整備事業	湯浅町	
	(3) 消防施設	消火栓整備事業	湯浅町	
		耐震性防火水槽整備事業	湯浅町	
		消防車庫整備事業	湯浅町	
		消防団活動資機材整備事業	湯浅町	
		消防車両等更新事業	湯浅広川 消防組合	
	湯浅町			
	(4) 公営住宅	改良住宅ストック総合改善事業	湯浅町	
		公営住宅ストック総合改善事業	湯浅町	
		住宅・建築物安全ストック形成事業	湯浅町	
		町営住宅修繕事業	湯浅町	
	(5) 過疎地域持続的発展特別事業 生活 その他	老朽危険空家除却補助金	湯浅町	倒壊などのおそれがある空家の除却を促進し、町民の安全・安心で良好な住環境の向上が見込める
		町営住宅長寿命化計画策定業務	湯浅町	町営住宅の長寿命化を図り、入居者の居住性及び安全性の向上が見込める
		不用施設解体・撤去事業 栖原ポンプ場横倉庫の解体・撤去	湯浅町	不要施設の除却を実施することによって、地域交流の場の活用に繋がる
	(6) その他	総合センター（湯浅隣保館）改修等事業 改修・修繕・建替・統廃合等	湯浅町	
		野下・出水文化会館改修等事業 改修・修繕・建替・統廃合等	湯浅町	
宮西文化会館改修等事業 改修・修繕・建替・統廃合等		湯浅町		
横田文化会館改修等事業 改修・修繕・建替・統廃合等		湯浅町		

		地域福祉センター前公園 整備事業	湯浅町	
		湯浅城公園再整備事業	湯浅町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では公共施設個別施設計画、湯浅町雨水公共下水道ストックマネジメント計画、湯浅町公営住宅等長寿命化修繕計画を策定しており、それぞれの基本方針を

- ・行政系施設

「計画的かつ適切な方法による維持管理、施設の建て替え・複合化・集約化・長寿命化、除却・解体等の検討を行っていく」

- ・保健・福祉施設

「原則、適切な維持管理による更新を基本方針とし、施設の建替え・複合化・集約化・長寿命化、利活用、除却、解体等の検討を行っていく」

- ・その他

「原則、適切な維持管理による更新を基本方針とし、施設の建替え・複合化・集約化・長寿命化、利活用、除却、解体等の検討を行っていく」

- ・農業集落排水施設

「定期的に保守点検等を実施し、必要に応じて修繕、適切な維持管理を行っていく」

- ・雨水公共下水道ストックマネジメント

「機能発揮上、重要な施設について、調査により劣化状況の把握をおこない、必要な対策を実施する」

- ・公営住宅等長寿命化修繕

「町営住宅ストックの状況を踏まえ、今後も引き続き実施方針の検討を続ける」と定めています。

(3) 事業計画における公共施設等の整備は、上記の基本方針に則り推進します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉 の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 高齢者福祉施策

- 本町では高齢化が進行しており、高齢者が住み慣れた地域で安心安全に暮らせる「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みが必要とされています。
- 本計画策定時の人口推計によると、今後、町の高齢者数は減少しますが、計画期間終了後、令和12（2030）年には高齢化率は40%近くに達する推計結果となっており、要介護認定者の増加等が懸念されます。
- 介護予防に資する様々な取り組みやサロン活動、就労支援等を通じた高齢者の健康づくりや生きがいづくりが求められます。また、要介護状態になっても、居宅や施設で必要な支援が受けられる体制の整備が求められます。
- 地域包括ケアシステムにおいて「共助」に位置付けられる介護保険等の適正な運営が求められます。
- 老人憩の家については、人口減少による利用者数の減少や施設の老朽化が進んでいる施設もあり、高齢者の憩いの場や避難所機能等を有している施設もあることから計画的に改修等が必要となっています。
- 本町では、高齢化の影響により運転免許証の返納が進む中で、生活における高齢者の移手段の確保が求められます。

イ 児童福祉施策・子育て支援

- 本町においては少子化が進んでいることに加え、共働き世帯や核家族の増加に伴い、子育て家庭への支援を一層強化することが求められる現状となっています。また、児童虐待の防止対策、障がい児施策、ひとり親家庭への支援等、様々な視点からの取り組みが必要とされています。
- 町立認定こども園が2か所、私立認定こども園が1か所、私立保育園が1か所あります。認定こども園では、3歳児から5歳児は、保護者の就労に関係なく入園することができ、延長保育や一時預かり保育等施策の充実により、乳幼児期の子どもと共働き等の子育て家庭を支援しています。また、待機児童を発生させないよう、保育士の確保に努めています。
- 小学校が5校（1分校を含む）、中学校は1校あります。子どもが個性を活かし健やかに育つよう、知・徳・体にわたる「生きる力」が身につく教育の充実に取り組んでいます。また、放課後児童クラブにより、小学生児童の放課後の適切な遊び場と居場所の確保に努めています。

ウ 障がい者福祉施策

- 障がいのある人もない人も同じように生活し、活動できる社会環境を目指すノーマライゼーションの理念は、障がい者（児）福祉を推進するうえで重要な視点です。障がいのある人が暮らしやすい

体制づくりのため、障がい福祉サービスの充実や公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進するとともに、本町では「障がいを理由とする差別をなくす条例」を策定し「合理的配慮」や「心のバリアフリー」に関する普及啓発に努めているところですが、広く町民に認知してもらうため、継続的な普及啓発活動が必要です。

● 生活の安定と医療の確保及び健康の維持増進を図る社会保障制度は、年金、医療、公的扶助、社会福祉等の分野から成り立っています。本町では国、県と連携しながら、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療制度を運営し、社会保障制度への住民の理解を深め、持続可能な制度の安定化に努めることが求められます。

エ 保健推進施策

● 本町では、住民が生涯にわたって健康に生活できるよう、各種健診や予防接種を実施しています。また、健（検）診後の保健指導や健康相談を実施し、生活習慣病リスクの早期発見や疾病予防に努めています。住民がライフステージに応じて健康増進に取り組めるよう周知・啓発に努めています。

● 本町の病院や診療体制について、医師・医療スタッフの確保や産婦人科・小児科等の不足が課題となっています。平成 26（2014）年度より周産期医療ネットワーク協議会に参加し、産科施設の確保に努めていますが、小児科専門医も町内に不在であるため、小児科専門医師及び産科・婦人科医師の確保に向けて県及び医師会等関係機関に要望を続け、必要な医療体制の確保と充実に努めています。

オ 結婚・妊娠・出産支援

● 若い世代の結婚・出産・子育ての環境を整え、出生数を増やしていくことが重要な課題になっています。

● 少子化の要因として、結婚の晩婚化、子育てや教育に関する経済的な負担、将来にわたる収入への不安等が挙げられます。これらの課題に対して、結婚・出産・育児に関する様々な支援や情報提供を行うとともに、子ども・子育て支援の充実により子育てしやすい環境づくりを推進することが必要です。

(2) その対策

ア 高齢者福祉施策

○ 地域支援事業等の実施により高齢者の日常生活を支援するとともに、民生委員・児童委員と連携のうえ、高齢者への福祉サービスの充実に努めます。また、津波浸水想定区域に立地していた地域福祉センターを、令和 4（2022）年 9 月に高台へと移転し、災害時は避難場所としても利用できるよう整備しました。

○ 湯浅町社会福祉協議会や NPO、ボランティア団体等と連携し、地域と一体となった生活支援を行うとともに、地域見守り協力員と民生委員・児童委員が連携して地域での見守りに取り組みます。

○ ボランティア活動等の社会貢献の機会の確保に努めます。

○ サロン活動や自主サークルによる教室等の実施を通して、健康の保持や介護予防対策を推進しま

す。

- 高齢者が持つ豊富な知識・経験・技能を地域社会に活かし、活躍できる環境づくりを推進します。
- ヨガ教室や高齢者筋力トレーニング教室等により保健事業と介護予防事業を一体的に取り組み、高齢者の健康維持・増進を支援します。
- 医療や介護を必要とする人が、在宅において安心して医療や介護を受けられるよう、地域ケア会議等による多職種連携の推進や地域課題の共有等により、医療と介護サービスの連携と質の向上に努めます。
- 在宅の要介護高齢者に対し、紙おむつ等の介護用品を支給することにより、経済的負担の軽減を図るとともに介護の質的向上を図り、在宅介護の支援に取り組みます。
- 独居高齢者等に災害・緊急時に備えた要援護者名簿への登録を促すとともに、特に必要な方を優先して避難支援計画の策定を進め、災害・緊急時の対応の円滑化を推進します。
- 独居高齢者等への緊急通報システムの貸出により、コールセンターによる日中の見守りや湯浅広川消防組合との緊急連絡の確保に努めます。
- 介護保険制度や介護予防の重要性について、わかりやすい内容で周知を図るとともに、要介護認定を受けた方が、必要性に応じて介護サービスを利用できるよう相談体制の充実に努めます。
- 介護事業者に対する助言・指導を適切に行うとともに、各関係機関との連携を推進し、居宅介護・施設介護が適正に実施されるように努めます。
- 老人憩の家については、施設の老朽化、利用者数の減少など施設の状況を把握し維持管理、廃止、複合化や集約化を計画的に実施します。
- 本町の地形や道路状況を考慮し、高齢者の生活における移動手手段の確保に努めます。

イ 児童福祉施策・子育て支援

- 湯浅町子育て世代包括支援センターに専任保健師を配置し、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援に取り組みます。
- 児童虐待問題については、湯浅町要保護児童対策地域協議会を中心として児童虐待防止のネットワーク強化に努めます。
- ひとり親同士の交流や子ども食堂の実施により、ひとり親への支援や子どもの居場所づくりを行います。
- 保育士のスキル向上のため、研修等を実施し、幼児教育の充実に努めていきます。
- 湯浅町地域子育て支援センターを拠点として、家庭訪問や研修会等を通じて子育て相談体制の充実に努め、子育てネットワーク化を推進することにより、今後とも幅広い子育て支援業務を行い、子どもを産み育てやすい社会環境づくりに努めます。
- 放課後児童クラブにおいては、全ての児童が放課後を安心安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、適切な遊び場の提供と、年齢の異なる児童間の遊びを通じた交流を促進していきます。また、町内各施設については、老朽化や利用児童数を勘案しつつ改修・整備を進めます。
- 延長保育・一時預かり事業等の保育の実施や広域による病児・病後児保育の実施により、共働きやひとり親家庭等を支援します。
- 家庭環境に対する配慮や人権を大切にすることを育てる保育の推進及び充実に努めるため、家庭支援

推進保育士を配置し、児童の処遇向上と健全な育成に努めます。

- 出産祝い金制度や在宅育児支援事業給付金等について、要件の緩和や内容の拡充等を検討し、出産・育児に係る経済的負担の軽減を図ります。
- 乳幼児の医療費の負担を無料とする「乳幼児医療費助成制度」と、本町独自の施策で小学校入学時から18歳までの子どもを対象とした「子ども医療費助成制度」により、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
- ひとり親家庭の医療費の負担を無料とする「ひとり親家庭等医療費助成制度」により、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ります。
- 障がいのある子どもに対して、国の手当のみではなく町の単独事業として「湯浅町障害児手当金」を支給し、家庭の経済的負担の軽減を図ります。

ウ 障がい者福祉施策

- 障がいのある人の在宅福祉の向上のため、訪問系サービスの充実を図ります。
- 地域住民に対して障がいに関する理解を啓発することにより、地域社会への生活移行を支援します。
- 手話や点字教室を開催し、障がい者支援に繋がるように努めます。
- 障がいのある人の活動を支えるため、日中活動系サービスの充実を図ります。
- 一般就労への移行を促進するため、ハローワークや紀中障害者就業・生活支援センターと連携し、就労支援に取り組めます。
- 関係機関と連携や専門相談員の配置等により、障がいのある人とその家族に対する相談支援体制の強化に努めます。
- 公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進し、誰もが安心安全で快適に暮らせる福祉のまちづくりを推進します。
- 国民健康保険事業の財政運営主体である和歌山県と連携しながら安定的な事業運営に努めます。
- 国民年金制度について、広報や関係窓口等において普及・啓発に努め、年金加入と納付の促進を図ります。
- 日本年金機構との連携により、年金相談の充実を図ります。
- 生活困窮者に対し、関係機関と連携して自立に向けた支援を行うとともに、生活保護制度により、必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障します。

エ 保健推進施策

- 多くの町民が生活習慣の改善に取り組めるよう、健康推進員を中心に、様々な機会を通じて普及啓発を行います。また、医療機関や健康づくり団体等との連携を深め、町民の自主的な健康づくりを推進します。
- 「健康日本21 有田保健医療圏域計画」オレンジパワープランⅢや「湯浅町国民健康保険データヘルス計画」に基づき、町民の健康づくりを推進します。
- がん検診クーポン券の発行や広報・情報提供等により健（検）診の受診を勧奨して受診率の向上を図るとともに、健（検）診結果に基づく保健指導や精密検査の受診率向上に努めます。

- がんに罹患した方を対象に、医療用補正具購入費用の一部を助成することにより、今後の生活の質の向上及び経済的負担の軽減を図ります。
- 帯状疱疹ワクチン接種費用の一部を助成することにより、接種者の経済的負担の軽減と健康の維持増進、当ウイルスによる合併症や後遺症治療に係る苦痛の軽減、医療費の抑制を目指します。
- 栄養教室や運動教室を開催し、住民のライフステージに応じた健康づくりや生活習慣の改善を支援します。
- 湯浅町保健センター、保育所、認定こども園、学校が情報共有のうえ、子どもの発達を保障・支援するプログラムの開発を行い、育児の不安に対する支援体制を促進します。
- 母子保健推進員・家庭支援専門員の連携体制により、家庭訪問等による地域ぐるみの育児支援を推進します。
- 全ての児童に対して、5歳児健診の実施及び健診フォロー体制を整え、子どもの健全な発育を支援します。
- 湯浅町保健センターを拠点として乳幼児健診や相談体制の充実を図るとともに、児童虐待の予防と早期発見に努め、母子保健事業を推進します。
- 小児科及び産科・婦人科医師の確保に向け、県及び医師会等関係機関に要望を続けます。
- 夜間・休日の緊急患者を受け入れる医療機関の体制づくりに向け、県・近隣市町・湯浅広川消防組合と協議を進め、救急医療体制の充実に努めます。

オ 結婚・妊娠・出産支援

- 県の事業や関係機関との連携により、男女の出会いの場の創出等について支援します。
- ハローワーク等の関係機関と連携して、子育て家庭が安心して働ける職場の実現のため、民間企業や事業所等への普及啓発に努めます。

(3) 計 画

子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進計画を次のとおり定めます。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
子育て環境の確保 高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進	(1) 高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター 老人福祉センター その他	地域福祉センター建設事業	湯浅町	
		高齢者施設整備事業	湯浅町	
		吉川老人憩の家改修、統合及び集約化事業	湯浅町	
		山田老人憩の家改修、統合及び集約化事業	湯浅町	

		北道老人憩の家改修、統合及び集約化事業	湯浅町	
		なぎ区集会所改修、統合及び集約化事業	湯浅町	
		青木老人憩の家改修、統合及び集約化事業	湯浅町	
		北の町老人憩の家改修、統合及び集約化事業	湯浅町	
		南の町老人憩の家改修、統合及び集約化事業	湯浅町	
		南栄老人憩の家改修、統合及び集約化事業	湯浅町	
		湯浅町ふれあいプラザ改修、統合及び集約化事業	湯浅町	
		ぬくもり・ふれあいセンター改修事業 改修・修繕等	湯浅町	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉 高齢者・障がい者福祉 健康づくり その他	緊急通報システム事業 安否確認等の民間委託費用	湯浅町	在宅のひとり暮らしの高齢者、身体障がい者に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病、災害時の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、近隣に居住する者による支援活動をもって高齢者の福祉の増進を図るため
		家族介護用品支給事業	湯浅町	在宅の要介護高齢者に対し、紙おむつ等の介護用品を支給することにより、経済的負担の軽減を図るとともに介護の質的向上を図り、家族介護の支援に資することを目的とする
		重度心身障がい児者医療事業	湯浅町	重度心身障がい児者に対し医療費の一部を助成し、重度心身障がい児者の保健の向上に寄与し福祉の増進を図るため
		乳幼児・子ども医療事業	湯浅町	出生から18歳に達する年度末までの児童・生徒に対する医療費自己負担分を免除することによつ

				て、地域の経済支援に繋がる
		ひとり親家庭医療事業	湯浅町	ひとり親家庭を対象とした医療費自己負担分を免除することによって、地域の経済支援に繋がる
		老人医療事業	湯浅町	老人に対し、医療費を支給することにより、健康の保持と福祉の増進を図る
		がん患者医療用補正具購入費助成事業	湯浅町	がん患者に対し医療用補正具購入費の一部を助成することにより、療養生活の質の向上と社会参加の促進の一助となることが期待できる
		带状疱疹ワクチン接種費用助成事業	湯浅町	带状疱疹ワクチン接種費用の一部を助成することにより、接種者の経済的負担の軽減と健康の維持増進、当ウイルスによる合併症や後遺症治療に係る苦痛の軽減、医療費の抑制につながる
		小児インフルエンザワクチン接種助成事業	湯浅町	予防接種を実施することによって、安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築に繋がる
		結婚・妊娠・出産・育児支援事業	湯浅町	結婚から育児支援まで、切れ目のない支援を実施することによって、安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築に繋がる
		支えあいのふるさとづくり事業 一人世帯や高齢者世帯の見守り	湯浅町	見守り活動により、早期に生活の異変に気づき必要な支援につなげる等、地域の支え合いを推進する効果が将来に渡り見込まれる
		高齢者等の移動支援事業	湯浅町	高齢者の生活圏における移動手段の確保のため
		放課後児童クラブ運営事業	湯浅町	放課後において適切な遊びの場や生活の場を提供し、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、子どもの健全な育成を図る
	(3)その他	放課後児童クラブ施設整備事業	湯浅町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では公共施設個別施設計画を策定しており、それぞれの基本方針を

- ・保健・福祉施設

「原則、適切な維持管理による更新を基本方針とし、施設の建替え・複合化・集約化・長寿命化、利活用、除却、解体等の検討を行っていく」

- ・その他

「原則、適切な維持管理による更新を基本方針とし、施設の建替え・複合化・集約化・長寿命化、利活用、除却、解体等の検討を行っていく」

と定めています。

(3) 事業計画における公共施設等の整備は、上記の基本方針に則り推進します。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

- 有田保健医療圏域の広域連携において、夜間・休日の緊急患者を受け入れる医療機関の体制を強化する必要があります。
- 本町の病院や診療体制について、医師・医療スタッフの確保や産婦人科・小児科等の不足が課題となっています。平成 26 (2014) 年度より周産期医療ネットワーク協議会に参加し、産科施設の確保に努めていますが、小児科専門医も町内に不在であるため、小児科専門医師及び産科・婦人科医師の確保に向けて県及び医師会等関係機関に要望を続け、必要な医療体制の確保と充実に努めています。

(2) その対策

- 県及び関係機関と連携のうえ、広域による夜間・休日の救急医療体制の確保に努めます。
- 小児科及び産科・婦人科医師の確保に向け、県及び医師会等関係機関に要望を続けます。
- 夜間・休日の緊急患者を受け入れる医療機関の体制づくりに向け、県・近隣市町・湯浅広川消防組合と協議を進め、救急医療体制の充実に努めます。
- 有田医療圏内の出産できる産科医院に対して、補助金を支出することにより、その経営状態の安定を図り、安心して妊娠出産ができる体制を整備します。

(3) 計 画

医療の確保計画を次のとおり定めます。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
医療の確保	(1) 過疎地域持続的発展特別事業 民間病院 その他	周産期医療ネットワーク事業	湯浅町	妊産婦や新生児などに必要な医療が提供されるよう医療ネットワークを整備することにより、地域における効率的な医療提供体制に繋がる
		救急医療情報システム事業	湯浅町	医療にかかる情報を収集・提供することで、迅速かつ適切な医療・救護活動に繋がる
		休日急患診療所運営事業	湯浅町	休日急患診療所運営事業を運営する事で、休日や夜間における地域住民の医療の確保に繋がる
		産婦人科診療所運営補助金 交付事業	湯浅町	有田医療圏内の出産できる産科医院に対して、補助金を支出することにより、その経営状態の安定を図り、安心して妊娠出産ができる体制を整備する

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育の充実

- 小中学校を対象に毎年度実施される「全国学力・学習状況調査」では、全国平均と比べて、本町は高い水準を保っていますが、今後も学力向上推進委員会等で取組みの評価及び情報共有を図りながら、各校での取組みを充実していく必要があります。
- 不登校の児童生徒数については減少には至っておらず、今後、更なる未然防止と早期発見・早期対応に向けた取組みを進めていく必要があります。
- 特別支援学級へ入級を希望する児童が多くなってきており、今後も多くなることが予想されるため、支援体制等について更なる充実を図っていく必要があります。
- ICT 教育を推進するため各校における資機材の導入等を進めていますが、今後は授業での活用方法の検討と充実を図る必要があります。
- 本町において子どもたちが健やかに成長できるよう様々な面で青少年健全育成に努めていますが、子どもたちが小学校から中学、高等学校へと成長するにつれて、地域や社会への貢献活動に取り組むことができる機会や場づくりが求められます。

イ 生涯学習・集会施設の充実

- 本町では、自然、歴史、文化、芸術の多様性を最大限に活かしながら、住民一人ひとりが学習・スポーツによる交流を通して自己の人格を磨き、豊かな人生を実現する生涯学習を推進しています。
- 生涯学習に関して求められる期待や役割が、自己の知識を高めるだけの学習から、学んだ知識をまちづくりにつなげる学習へと変化しています。生涯学習活動の推進のために、個性と能力を伸ばせるよう、一人ひとりが自発的な活動を進められる環境づくりと、学んだ成果を日常生活や地域社会に還元する仕組みが必要です。

ウ 体育施設等の充実

- 生涯スポーツは、ライフスタイルや年齢、体力、運動技能、身体能力、興味等に応じて、スポーツのもつ多くの意義と役割を暮らしの中に取り入れることが大切です。全ての住民がいつでも、どこでも楽しみ、満足感や充実感を得られるようなスポーツや運動に取り組むことができる環境づくりに努める必要があります。

エ 就学前教育の充実

- 本町に育つ全ての子どもについて、小学校に就学する際に学校環境や人間関係、学習等に悩んだり適応できなかつたりすることがないように、幼小連携の強化や就学前教育の充実に努めています。

(2) その対策

ア 学校教育の充実

- 児童生徒の実態に即した具体的な目標及び成果指標を設定し、一人ひとりの学力の向上に取り組むとともに、学力向上推進委員会等による取組みの評価や情報共有により、各校での取組みの充実を図ります。
- 各小中学校のコミュニティ・スクール（学校運営協議会）では、地域の声を積極的に活かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めます。
- 家庭教育支援チーム「とらいあんぐる」を結成し、0 から 15 歳までの子育て家庭に情報誌「すまいる」を配布しながら全戸訪問し、子育て家庭が孤立しないよう、未然防止、早期発見、早期対応に努めています。
- 各小学校において、副読本による町の沿革や歴史教育を推進します。また、小学校での醤油づくり体験や中学校での「ふるさと講座」等により、ふるさと教育を推進します。
- 児童生徒の生活・学習習慣や生徒指導上の問題に対して、関係者をはじめ SC（スクールカウンセラー）や SSW（スクールソーシャルワーカー）等の専門職とも連携し、未然防止と早期発見・早期対応に向けて取組みます。
- 心身に障がいのある児童生徒については、個別の教育支援計画（つなぎ愛シート）を基に家庭とも情報共有を行いながら、特別支援教育の取組みの充実を図ります。
- 各小中学校における ICT 教育環境の整備と ICT を活用した教育内容の充実を進めます。
- 各小中学校において、部落差別の解消に向けての人権教育を推進します。
- 学校・家庭・関係機関等が連携して、課題を抱えた児童生徒や家庭の情報共有を図りながら、不登校やいじめ等の未然防止と早期発見・早期対応に努めます。
- 青少年育成町民会議に賛同する団体で、毎月 1 日、15 日を「あいさつ運動の日」とし、児童生徒の通学路付近であいさつ運動を展開します。
- 高校生が小学生の学習を補助する補習授業や中学生が小学生と関わる機会の提供等により、ジュニアリーダーの育成に向けた活動に取り組めます。

イ 生涯学習・集会施設の充実

- 教育集会所における各種教室をはじめ、ハイキングや子どもを対象とした学習・体験型の教室、講演会等の開催により、多世代が学び、交流できる機会を提供します。
- 生涯学習の拠点となる公民館、教育集会所の維持管理を行うとともに、駅前複合施設「湯浅えき蔵」内の図書館や地域交流センターを積極的に活用し、生涯学習の場の充実を図ります。
- 生涯学習講座の充実に加えて、開催情報を公民館だよりや広報、町ホームページ等で周知することにより、住民のニーズに応えられる講座・教室の実施に努めます。
- 学習成果発表の機会と学習で得た知識や技能を地域還元できる機会の充実を図ります。
- 差別をなくすための人権教育を推進します。
- 湯浅町文化協会をはじめ、文化・芸術活動サークルや文化団体の育成と活動の支援に努め、文化・芸術意識の高揚を図ります。
- 文化・芸術活動を発表する場を充実するとともに、各種文化・芸術活動に関する広報を行い、住

民が文化・芸術に触れる機会を支援します。

○ 公民館、文化会館、教育集会所等の維持管理に努めるとともに、役場なぎホールや湯浅えき蔵地域交流センターの有効活用により、コミュニティ活動の充実を図ります。

ウ 体育施設等の充実

○ 湯浅町体育協会等各スポーツ団体とも連携を深めるとともに、スポーツ教室等への参加促進を図ります。

○ スポーツ振興の拠点となる湯浅城公園スポーツ施設や体育館、プール等の施設・設備の維持管理に努めるとともに、利用者のニーズや時代背景にあったスポーツ振興が活発に行える施設の充実に努めます。

○ 子どもから大人までライフステージに応じたスポーツに親しめる環境をつくるため、各種スポーツの指導者の育成に努めます。

エ 就学前教育の充実

○ 小学校以降への接続を見据えて、幼児教育の充実を図ります。

○ 教育計画の位置付けにより、保育士・教職員間の情報共有や連携を深め、子どもたちが小学校へスムーズに移行できるような教育を進めます。

(3) 計 画

教育の振興計画を次のとおり定めます。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎 屋内運動場 屋外運動場 水泳プール その他	小中学校施設整備事業 湯浅小学校プール整備事業 湯浅中学校屋内運動場整備事業 湯浅中学校武道場整備事業 小中学校 ICT 整備事業 等	湯浅町	
	(2) 集会施設、体育施設等 公民館 集会施設 体育施設	集会施設、体育施設整備事業 公民館整備事業 教育集会所整備事業 体育施設整備事業 湯浅城公園再整備事業 等	湯浅町	

(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 幼児教育 義務教育 生涯学習・スポーツ その他	A L T 設置事業 外国語の先生を配置	湯浅町	ALT との触れ合いにより、児童生徒が英語に対する興味を持ち、将来にわたる英語学習の意欲向上に繋がる
	ふるさと教育推進事業 郷土の歴史学習に向けた取組み	湯浅町	児童生徒の郷土への誇りと愛着心を育むとともに、湯浅町の地域づくりへの積極的な参加を促す
	教育相談充実事業 教育相談員を配置	湯浅町	不登校児童生徒の居場所づくりと学習の機会を確保を図る
	学校司書配置事業 各学校図書館への学校司書の配置	湯浅町	学校図書室を充実させ、児童生徒の読書意欲の向上を図る
	通学困難地域の通学支援事業 スクールバス運行委託	湯浅町	スクールバス運行により、通学困難な児童生徒の教育環境の整備を図る
	図書ネットワークシステム事業 各学校・町立図書館のネットワーク化	湯浅町	町立図書館と学校図書室をネットワークで結ぶことで、効率的な図書館事業を実施する
	子ども会事業 子ども会の活動に対する取組み	湯浅町	地域・保護者・子どもが参加する子ども会活動を通して、将来にわたる子供の健全育成を目指す
	訪問型家庭教育支援事業 広報誌（すまいる）発行・訪問相談の実施	湯浅町	家庭教育に関する啓発資料の作成及び配布、また、学校や家庭を訪問して子育て相談に応じることで、保護者の子育てに対する不安等を軽減し、家庭教育の充実を図る

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では公共施設個別施設計画を策定しており、それぞれの基本方針を

- ・社会教育系施設

「計画的かつ適切な方法による維持管理、施設の建て替え・複合化・集約化・長寿命化、除却・解体等の検討を行っていく」

- ・スポーツ観光系施設

「計画的かつ適切な方法による維持管理、施設の建て替え・複合化・集約化・長寿命化、耐震改修、除却・解体、利活用等の検討を行っていく」

- ・学校教育系施設

「公民館等の社会教育施設や社会福祉施設との複合化、共有化、計画的かつ適切な方法による維持管理、長寿命化、耐震改修」

と定めています。

(3) 事業計画における公共施設等の整備は、上記の基本方針に則り推進します。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

● 本町では、47の行政区を中心に地域コミュニティを構成していますが、少子高齢化や核家族化が進み、価値観が多様化する中で連帯感が徐々に希薄化し、地域が本来もっている相互扶助の機能が低下しつつあるため、様々な取組みにより地域コミュニティを活性化していく必要があります。

(2) その対策

○ 町内会・老人クラブ・婦人会・子ども会等の各種団体の交流や地区の祭・自主防災活動等を通して、コミュニティ意識の高揚と地域の連帯感の強化を図れるよう支援します。

○ 公民館、文化会館、教育集会所等の維持管理に努めるとともに、役場なぎホールや湯浅えき蔵地域交流センターの有効活用により、コミュニティ活動の充実を図ります。

(3) 計 画

集落の整備計画を次のとおり定めます。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
集落の整備	(1) 過疎地域集落再編 整備	過疎地域等集落ネットワーク 圏形成支援事業	湯浅町	
	(2) 過疎地域持続的発 展特別事業 集落整備	過疎地域等集落ネットワーク 圏形成支援事業	湯浅町	過疎地域等において集落維持及び活性化を図ることにより、地域の持続的発展が見込める

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

- 本町には、醤油醸造や湯浅党、熊野古道といった様々な歴史があり、それらを伝える有形、無形の文化遺産が多様にあります。既にその価値を認められ、文化財指定等を受けて保全が図られているものだけでなく、未指定のものにも地域にとって貴重な文化遺産が多くあります。
- 醤油醸造の伝統を伝える町並みが、県内でははじめて、平成 18（2006）年に「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されました。以後、選定された東西約 400m、南北約 280m の一帯は保存修理等により歴史的景観を整える事業が進められ、住民が誇る歴史的な地区であるとともに、観光名所にもなっています。
- 文化遺産を適切に保存・活用し、これらを郷土の誇りとして地域住民と一体となって守っていき、あわせて本町の魅力として町内外に発信していく必要があります。
- 本町の歴史や文化遺産を、広く、または深く知ってもらうため、町民歴史講座の開催や地域の子どもたちへの郷土の歴史教育を行ってきました。引き続き、より積極的に多方面で進めていく必要があります。

(2) その対策

- 本町の歴史と伝統を色濃く残す「伝建地区」について、保存修理等を継続して推進し、歴史的風致の維持・保存に努めます。
- 地区住民の交流の拠点として、観光客の受入施設として、伝建地区内の公開施設の適切な運用、歴史的風致を考慮した維持管理に努めます。
- 町内の歴史や文化財を地域住民と一体となって守り活用していくための「湯浅町文化財保存活用地域計画」に基づき、地域の文化財の特色や現況を把握するとともに、それらの保存・活用・啓発に関する取組みを進めていきます。
- 町内の文化遺産について、その概要を把握する調査を進めていきます。そのうえで、文化財的な価値が明らかとなったものについては、文化財の指定等による保護を進めます。
- 文化遺産の所有者・管理者に対し、火災や防犯等に対する備えを十分行い、適正な保存を図るよう、防災、防犯意識の高揚と啓発に努めます。
- 小中学校の児童生徒に対して、本町の歴史・文化・伝統に関する学習や体験を行うふるさと教育に積極的に取り組むとともに、近隣の高校や大学等も含めた若年層への啓発・教育を通じて、郷土への誇りと愛着心を育みます。
- 町民歴史講座をはじめ、町民が歴史を学び、地域の歴史や文化の魅力に触れる機会を提供します。
- 町民が文化遺産を通して歴史・文化をより身近に感じることができるよう、文化遺産の公開施設の設置、町有の文化遺産の整備・公開、所有者等への協力依頼等を進めていきます。

(3) 計 画

地域文化の振興等計画を次のとおり定めます。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域文化の振興等	(1) 地域文化振興 施設等 地域文化振興施設 その他	伝建地区拠点施設整備事業	湯浅町	
		歴史的建造物保存整備事業 文化財指定等建造物、歴史的風致形 成建造物等の修理・公有化 等	湯浅町	
		史跡等整備事業 湯浅城跡等の整備・公有化 等	湯浅町	
		文化遺産保存・公開施設整 備事業	湯浅町	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	伝建地区保存修理事業 伝統的建造物等の修理修景補助	湯浅町	毎年度、保存修理に 対する補助を行うこ とにより、継続して 伝建地区の景観向上 が図られる
		伝建地区拠点施設公開活用 事業 甚風呂・湯浅まちなみ交流館 旧栖原家・岡正・ふれあいギャラリー 等	湯浅町	公開活用を行うこ とにより、伝建地区の 情報発信や地域と来 訪者の交流拠点とし ての効果が将来にわ たり見込まれる
		文化遺産保存管理・活用事 業 指定等文化財の保存管理・活用事業、 歴史的風致形成建造物の修理事業へ の補助	湯浅町	所有者による指定等 文化財等の保存や活 用に関する事業への 補助を行うことによ り、文化遺産の保存 活用の効果が見込ま れる
		文化遺産調査事業 文化遺産、伝統的な生活文化、埋蔵文 化財等の調査事業	湯浅町	調査の実施により、 その後の適切な保存 活用等に結び付ける ことができる
		文化遺産保存収集事業 散逸の可能性のある文化遺産の保 存・収集事業	湯浅町	文化遺産の散逸を防 ぐことができるとと もに、効率的な保存 活用が見込める
		文化遺産公開促進事業 文化遺産の公開促進、公有文化遺産 の展示・公開事業	湯浅町	文化遺産の展示等 を行うことにより、地 域の歴史文化への理 解促進効果が将来に わたり見込める
		郷土歴史教育の充実 町民歴史講座、小中学生へのふるさ	湯浅町	大人にも子供にも郷 土の歴史を知って もらうことにより、 将来にわたって郷土へ

		と教育、近隣高校・大学等との連携		の愛着を深めてもらうことができる
		歴史・文化遺産の情報発信 歴史・文化遺産（伝建・日本遺産等） のPR事業	湯浅町	町外に向けた情報発信により、湯浅町の魅力向上が期待できる

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では公共施設個別施設計画を策定しており、基本方針を

- ・スポーツ観光系施設

「計画的かつ適切な方法による維持管理、施設の建て替え・複合化・集約化・長寿命化、耐震改修、除却・解体、利活用等の検討を行っていく」

「伝統的建造物群保存地区の施設については、保存を図る伝統的建造物として特定している施設であるため、取壊しや建て替えは行わない」

と定めています。

(3) 事業計画における公共施設等の整備は、上記の基本方針に則り推進します。

1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

- 子供の成長には家庭環境が大きく関わっていますが、その様子は多様化の一途をたどっているため、平成 21（2009）年度より支援員が家庭を訪問し、家庭における教育をサポートする訪問型家庭教育支援事業を実施しています。
- 就労対策については、関係機関と連携し職業相談を実施しており、年々その利用者は増加しています。

(2) その対策

- 訪問型家庭教育支援事業は、毎年新たな子育て家庭は誕生するものであり、また、家庭における様々な問題の改善・解消のためには継続的な関与・支援が必要なため、今後も事業実施を継続して行います。
- 就労対策については、ハローワークからの情報を基に職業相談を実施していますが、今後独自に求人情報を求める等の活動や広く企業等に啓発していくよう努めます。また、関係機関と協力しながら、取組んでいけるような体制づくりが必要となります。

(3) 計 画

その他地域の持続的発展に関し必要な事項計画を次のとおり定めます。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	支えあいのふるさとづくり事業 生活就労相談	湯浅町	関係機関と連携し継続的な就労相談窓口を設置することにより、ジョブマッチングを通じた社会との繋がりを育み、地域活性に繋げる効果が将来に渡り見込まれる

事業計画（令和3年～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住	移住・交流推進事業 移住者受入支援（UJI ターン）・ 空き家、空き店舗利活用・域学連携	湯浅町	様々な媒体を通してタウンプロモーションを推進する事により、まちの魅力や移住・定住に関する情報発信の充実に繋がる
		定住促進奨励事業 若年層の住宅取得に対する奨励金	湯浅町	若年層に奨励金を交付することにより、町の人口減少を抑制し、定住促進と地域の活性化が見込める
		湯浅町空き家改修補助事業	湯浅町	町内空き家の改修に取り掛かりやすくすることで、空き家の有効活用と定住人口の増加が見込める
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業 商工業・第6次産業 情報通信産業 観光 その他	有害鳥獣捕獲事業 有害鳥獣の捕獲対策(サル・イノシシ・シカ)	湯浅町	鳥獣害対策を実施することにより、農業者の営農意欲減退の抑制につながり、耕作放棄地発生防止の効
		農作物鳥獣害防止総合対策事業 鳥獣被害の防止対策(柵等の整備)	湯浅町	上記と同じ
		狩猟免許取得支援事業 狩猟免許取得費用への支援	湯浅町	狩猟免許取得の支援により、狩猟者増加及び鳥獣害対策の強化が見込める
		果樹生産技術改善対策事業 マルチ栽培高品質みかん生産事業	湯浅町	マルチシート導入の補助により、高品質な果樹の安定生産につながり、産地活性化が見込める
		有田みかん消費拡大対策事業 有田みかんの消費拡大に向けた取り組みを支援	協議会等	有田みかん消費拡大の取り組みを支援することにより、産地活性化が見込める
			湯浅町	
		農林漁業関係資金利子補給事業 各種農林業関係融資制度の利子補給を支援	湯浅町	農林漁業者等の融資に対する金利負担の軽減を図ることにより、経営の安定が見込める
		農地集積・集約化対策事業 担い手農家への集積・集約化支援	湯浅町	担い手への農地集積と集約化を支援することにより、農業構造の改革と生産コストの削減が見込める
農業人材力強化総合支援事業 新規就農者育成総合対策事業 新規就農者に対する支援	湯浅町	新規就農者を支援することにより、農業従事者の高齢化の抑制及び就農者の定着が見込める		

		経営継承・発展等支援事業 農業後継者に対する支援	湯浅町	担い手の経営を継承し発展させる取組を支援することにより、農地利用等を担う経営体の確保が見込める
		経営所得安定対策事業 戦略作物の生産振興を支援	湯浅町	行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興を図り、農業経営所得の安定が見込める
		湯浅町農業経営支援事業	湯浅町	単軌道等を整備する農家に対して支援することにより、農作業の省力化及び軽減が見込める
		湯浅町耕作放棄地再生事業	湯浅町	耕作放棄地を整備する農家に対して支援することにより、耕作放棄地の発生防止が見込める
		紀州材利用促進事業 紀州材を利用した製品の贈呈等	湯浅町	紀州材の製品のプレゼント事業を実施することにより、紀州材の利用促進が見込まれる
		森林機能等回復整備事業 間伐事業に対する支援	湯浅町	間伐事業を実施する団体等に支援することにより、森林の多面的機能の回復が見込める
		松林健全化促進事業 森林害虫等防止事業	湯浅町	松くい虫被害の拡大の未然防止を図ることにより、森林の保全が見込める
		漁業クリーンアップ事業 漁場清掃支援事業	湯浅町	漁業者が行う漁場清掃事業実施を支援することにより、漁場環境の保全が見込める
		漁業担い手育成支援事業 新規漁業就業者に対する支援	湯浅町	新規漁業就業の確保・育成を図っていくことで、漁村地域の活性化が見込める
		湯浅町漁業用燃油高騰対策支援事業	湯浅町	漁協が実施する漁業者への燃油支援に対し湯浅町が補助することにより、漁業経営の安定が見込める
		浜の活力再生・成長促進交付金事業 水産業強化支援事業	湯浅湾 漁協	漁船給油施設の増改築に対して支援することにより、漁業者に対する燃油の安定的・効率的な供給が見込める
		地域活性化事業	各実行委員会ほか	豊かな自然が育んだ特産物や歴史的風致の維持向上に資する催しなど、地域の特徴を活かした事業を毎年実施することによって、特産物の魅力発信による産業振興、伝統文化や風習の継承、地域コミュニティの維持発展などが見込まれ、加えて湯浅町の魅力を発信することで、移住定住の促進にも繋がる
			湯浅町	

		商工会地域活性化推進事業 中心市街地整備と商業等の活性化	湯浅町 商工会	湯浅町商工会と連携し、中心市街地整備と商業等の活性化を図ることによって、地域全体の活性化に繋がる
			湯浅町	
		湯浅ブランド構築事業 地域産品の販路拡大及びブランド化に向けた取組み	湯浅町	特産品の販売やPR、商品化を実施することによって、湯浅ブランドの確立に繋がる
		湯浅観光戦略推進事業 県外観光プロモーション	湯浅町	SNS等を活用した情報発信や観光誘客を目的とした商談会・プロモーションイベントなどを湯浅町観光協会と協働により取組むことによって、誘客拡大、宿泊客の増加、観光消費等に繋がる
		まちなか観光案内所開設事業 まちなか観光案内の設置及び運営	湯浅町	観光案内ガイド養成支援や案内看板等の充実を図ることによって、観光客等の受け入れ態勢の強化に繋がる
		中山間地域等直接支払交付金事業 農地保全や農業生産性の向上対策等 対象5集落	湯浅町	農業生産条件の不利な中山間地域等へ支援することにより、営農意欲減退の抑制が見込める
		多面的機能支払交付金事業 農地の多面的機能維持の対策等 対象5集落	湯浅町	地域の共同活動による農地・水路・農道等の多面的な保全活動等を支援することで、産地活性化が見込める
		創業支援事業	湯浅町	町内に新たな事業所ができることで、産業振興、経済活性化及び雇用促進が見込める
		企業誘致促進事業	湯浅町	企業用地や住宅用地の創出や企業に有利な制度を提案することで、地域経済の活性化や雇用創出に繋がる
交通施設の整備 交通手段の確保	過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通 交通施設維持 その他	トンネル点検業務	湯浅町	トンネルの損壊等を未然に防ぎ、安全安心な道路環境の向上が見込める
		町道路面性状調査業務 (調査・設計)	湯浅町	道路の現状を調査し、危険箇所を把握する事により、舗装補修工事などの地域の安全確保事業に繋がる
		橋梁定期点検業務	湯浅町	橋梁の損壊等を未然に防ぎ、安全安心な道路環境の向上が見込める
		トンネル長寿命化計画策定業務	湯浅町	トンネルの長寿命化を促進し、安全安心な道路環境の向上が見込める

		橋梁長寿命化計画策定業務	湯浅町	橋梁の長寿命化を促進し、安全安心な道路環境の向上が見込める
		JR 湯浅駅利用者支援事業	湯浅町	利用者支援により、利用促進を図ることで、関係人口等の増加が見込める
生活環境の整備	過疎地域持続的 発展特別事業 生活 その他	老朽危険空家除却補助金	湯浅町	倒壊などのおそれがある空家の除却を促進し、町民の安全・安心で良好な住環境の向上が見込める
		町営住宅長寿命化計画策定業務	湯浅町	町営住宅の長寿命化を図り、入居者の居住性及び安全性の向上が見込める
		不用施設解体・撤去事業 柘原ポンプ場横倉庫の解体・撤去	湯浅町	不要施設の除却を実施することによって、地域交流の場の活用に繋がる
子育て環境の確保 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉 高齢者・障がい者福祉 健康づくり その他	緊急通報システム事業 安否確認等の民間委託費用	湯浅町	在宅のひとり暮らしの高齢者、身体障がい者に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病、災害時の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、近隣に居住する者による支援活動をもって高齢者の福祉の増進を図るため
		家族介護用品支給事業	湯浅町	在宅の要介護高齢者に対し、紙おむつ等の介護用品を支給することにより、経済的負担の軽減を図るとともに介護の質的向上を図り、家族介護の支援に資することを目的とする
		重度心身障がい児者医療事業	湯浅町	重度心身障がい児者に対し医療費の一部を助成し、重度心身障がい児者の保健の向上に寄与し福祉の増進を図るため
		乳幼児・子ども医療事業	湯浅町	出生から18歳に達する年度末までの児童・生徒に対する医療費自己負担分を免除することによって、地域の経済支援に繋がる
		ひとり親家庭医療事業	湯浅町	ひとり親家庭を対象とした医療費自己負担分を免除することによって、地域の経済支援に繋がる
		老人医療事業	湯浅町	老人に対し、医療費を支給することにより、健康の保持と福祉の増進を図る
		がん患者医療用補正具購入費助成事業	湯浅町	がん患者に対し医療用補正具購入費の一部を助成することにより、療養生活の質の向上と社会参加の促進の一助となることが期待できる

		帯状疱疹ワクチン接種費用助成事業	湯浅町	帯状疱疹ワクチン接種費用の一部を助成することにより、接種者の経済的負担の軽減と健康の維持増進、当ウイルスによる合併症や後遺症治療に係る苦痛の軽減、医療費の抑制につながる
		小児インフルエンザワクチン接種助成事業	湯浅町	予防接種を実施することによって、安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築に繋がる
		結婚・妊娠・出産・育児支援事業	湯浅町	結婚から育児支援まで、切れ目のない支援を実施することによって、安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築に繋がる
		支えあいのふるさとづくり事業 一人世帯や高齢者世帯の見守り	湯浅町	見守り活動により、早期に生活の異変に気付き必要な支援につなげる等、地域の支え合いを推進する効果が将来に渡り見込まれる
		高齢者等の移動支援事業	湯浅町	高齢者の生活圏における移動手段の確保のため
		放課後児童クラブ運営事業	湯浅町	放課後において適切な遊びの場や生活の場を提供し、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、子どもの健全な育成を図る
医療の確保	過疎地域持続的 発展特別事業 民間病院 その他	周産期医療ネットワーク事業	湯浅町	妊産婦や新生児などに必要な医療が提供されるよう医療ネットワークを整備することにより、地域における効率的な医療提供体制に繋がる
		救急医療情報システム事業	湯浅町	医療にかかる情報を収集・提供することで、迅速かつ適切な医療・救護活動に繋がる
		休日急患診療所運営事業	湯浅町	休日急患診療所運営事業を運営する事で、休日や夜間における地域住民の医療の確保に繋がる
		産婦人科診療所運営補助金交付事業	湯浅町	有田医療圏内の出産できる産科医院に対して、補助金を支出することにより、その経営状態の安定を図り、安心して妊娠出産ができる体制を整備する
教育の振興	過疎地域持続的 発展特別事業	A L T 設置事業 外国語の先生を配置	湯浅町	ALT との触れ合いにより、児童生徒が英語に対する興味を持ち、将来にわたる英語学習の意欲向上に繋がる

	幼児教育 義務教育 生涯学習・スポーツ その他	ふるさと教育推進事業 郷土の歴史学習に向けた取組み	湯浅町	児童生徒の郷土への誇りと愛着心を育むとともに、湯浅町の地域づくりへの積極的な参加を促す
		教育相談充実事業 教育相談員を配置	湯浅町	不登校児童生徒の居場所づくりと学習の機会を確保を図る
		学校司書配置事業 各学校図書館への学校司書の配置	湯浅町	学校図書室を充実させ、児童生徒の読書意欲の向上を図る
		通学困難地域の通学支援事業 スクールバス運行委託	湯浅町	スクールバス運行により、通学困難な児童生徒の教育環境の整備を図る
		図書ネットワークシステム事業 各学校・町立図書館のネットワーク化	湯浅町	町立図書館と学校図書室をネットワークで結ぶことで、効率的な図書館事業を実施する
		子ども会事業 子ども会の活動に対する取組み	湯浅町	地域・保護者・子どもが参加する子ども会活動を通して、将来にわたる子供の健全育成を目指す
		訪問型家庭教育支援事業 広報誌（すまいる）発行・訪問相談の実施	湯浅町	家庭教育に関する啓発資料の作成及び配布、また、学校や家庭を訪問して子育て相談に応じることで、保護者の子育てに対する不安等を軽減し、家庭教育の充実を図る
集落の整備	過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	湯浅町	過疎地域等において集落維持及び活性化を図ることにより、地域の持続的発展が見込める
地域文化の振興等	過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	伝建地区保存修理事業 伝統的建造物等の修理修景補助	湯浅町	毎年度、保存修理に対する補助を行うことにより、継続して伝建地区の景観向上が図られる
		伝建地区拠点施設公開活用事業 甚風呂・湯浅まちなみ交流館 旧栖原家・岡正・ふれあいギャラリー ー等	湯浅町	公開活用を行うことにより、伝建地区の情報発信や地域と来訪者の交流拠点としての効果が将来にわたり見込まれる
		文化遺産保存管理・活用事業 指定等文化財の保存管理・活用事業、歴史的風致形成建造物の修理事業への補助	湯浅町	所有者による指定等文化財等の保存や活用に関する事業への補助を行うことにより、文化遺産の保存活用の効果が見込まれる
		文化遺産調査事業 文化遺産、伝統的な生活文化、埋蔵文化財等の調査事業	湯浅町	調査の実施により、その後の適切な保存活用等に結び付けることができる

		文化遺産保存収集事業 散逸の可能性のある文化遺産の保存・収集事業	湯浅町	文化遺産の散逸を防ぐことができるとともに、効率的な保存活用が見込める
		文化遺産公開促進事業 文化遺産の公開促進、公有文化遺産の展示・公開事業	湯浅町	文化遺産の展示等を行うことにより、地域の歴史文化への理解促進効果が将来にわたり見込める
		郷土歴史教育の充実 町民歴史講座、小中学生へのふるさと教育、近隣高校・大学等との連携	湯浅町	大人にも子供にも郷土の歴史を知ってもらうことにより、将来にわたって郷土への愛着を深めてもらうことができる
		歴史・文化遺産の情報発信 歴史・文化遺産(伝建・日本遺産等)のPR事業	湯浅町	町外に向けた情報発信により、湯浅町の魅力向上が期待できる
その他地域の持続的発展に関し必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業	支えあいのふるさとづくり事業 生活就労相談	湯浅町	関係機関と連携し継続的な就労相談窓口を設置することにより、ジョブマッチングを通じた社会との繋がりを育み、地域活性に繋げる効果が将来に渡り見込まれる